

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2023年9月1日  
(第40期) 至 2024年8月31日

株式会社地域新聞社

千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号

## 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	4
4 関係会社の状況	6
5 従業員の状況	6

## 第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	7
2 サステナビリティに関する考え方及び取組	9
3 事業等のリスク	10
4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	13
5 経営上の重要な契約等	15
6 研究開発活動	15

## 第3 設備の状況

1 設備投資等の概要	16
2 主要な設備の状況	16
3 設備の新設、除却等の計画	17

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	18
(2) 新株予約権等の状況	18
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	21
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	21
(5) 所有者別状況	21
(6) 大株主の状況	22
(7) 議決権の状況	22

## 2 自己株式の取得等の状況

## 3 配当政策

## 4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの概要	24
(2) 役員の状況	29
(3) 監査の状況	32
(4) 役員の報酬等	33
(5) 株式の保有状況	33

## 第5 経理の状況

## 1 財務諸表等

(1) 財務諸表	35
(2) 主な資産及び負債の内容	60
(3) その他	61

## 第6 提出会社の株式事務の概要

## 第7 提出会社の参考情報

1 提出会社の親会社等の情報	63
2 その他の参考情報	63

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報

[監査報告書]

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月27日
【事業年度】	第40期（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）
【会社名】	株式会社地域新聞社
【英訳名】	CHIIKISHINBUNSHA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細谷 佳津年
【本店の所在の場所】	千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
【電話番号】	047-485-1107
【事務連絡者氏名】	財務経理本部本部長 江澤 務
【最寄りの連絡場所】	千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
【電話番号】	047-485-1107
【事務連絡者氏名】	財務経理本部本部長 江澤 務
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月		2020年8月	2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年8月
売上高	(千円)	3,258,466	—	—	—	—
経常損失(△)	(千円)	△281,411	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△332,295	—	—	—	—
包括利益	(千円)	△332,295	—	—	—	—
純資産額	(千円)	118,194	—	—	—	—
総資産額	(千円)	1,366,658	—	—	—	—
1株当たり純資産額	(円)	64.11	—	—	—	—
1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△180.26	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	8.6	—	—	—	—
自己資本利益率	(%)	△115.7	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△306,175	—	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	38,970	—	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	377,001	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	640,054	—	—	—	—
従業員数	(人)	199	—	—	—	—
(外、平均臨時雇用者数)		(89)	(—)	(—)	(—)	(—)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株価収益率は、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
3. 当社連結子会社であった株式会社ショッパー社は2021年8月16日に清算終了したため、第37期より連結財務諸表を作成しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	2020年8月	2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年8月
売上高 (千円)	2,674,214	2,788,407	2,887,909	2,926,578	2,977,195
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△303,862	△50,020	7,766	△47,664	16,988
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△348,106	△86,869	8,459	△51,328	3,476
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	203,112	228,114	271,777	287,703	360,008
発行済株式総数 (株)	1,843,800	1,907,500	2,072,500	2,159,286	2,670,276
純資産額 (千円)	114,803	81,282	176,202	154,252	302,271
総資産額 (千円)	1,264,626	1,334,319	1,289,114	1,109,187	1,246,599
1株当たり純資産額 (円)	62.28	40.86	83.84	71.42	113.20
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△188.84	△46.60	4.43	△24.41	1.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	1.50
自己資本比率 (%)	9.1	5.8	13.5	13.9	24.2
自己資本利益率 (%)	△119.4	△90.1	6.7	△31.3	1.5
株価収益率 (倍)	—	—	135.34	—	239.56
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	60,513	67,687	△19,472	127,867
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△119,360	△18,472	△45,136	△59,531
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	175,840	△77,426	△135,637	29,713
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	702,584	674,373	474,126	572,176
従業員数 (人)	169	170	163	162	170
(外、平均臨時雇用者数)	(78)	(72)	(69)	(65)	(64)
株主総利回り (%)	92.7	75.6	67.4	41.8	41.9
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(109.8)	(135.9)	(139.3)	(170.1)	(202.4)
最高株価 (円)	1,199	1,109	810	638	1,030
最低株価 (円)	403	640	383	338	292

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法適用会社がないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第36期は1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため、第37期及び第39期は潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため、第38期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第36期、第37期及び第39期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第38期及び第40期の配当性向については、無配のため記載しておりません。
4. 第36期の「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」については、連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
5. 第37期までは、比較指標としてJASDAQ INDEX グロースを使用しておりましたが、東京証券取引所の市場区分見直しにより、第36期から第38期までの比較指標を配当込みTOPIXに変更しております。
6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ (グロース) におけるものであり、2022年4月4日以降は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期の期首から適用しており、第38期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

年月	事項
1984年8月	有限会社八千代地域新聞社（出資金2,000千円）を設立
1984年9月	「地域新聞」八千代台版を創刊
1987年5月	組織変更し、株式会社八千代地域新聞社（資本金2,000千円）を設立
1988年1月	本社を千葉県八千代市高津488番地2に移転
1988年7月	商号を株式会社地域新聞社に変更
1994年8月	本社を千葉県八千代市八千代台北10丁目23番36号に移転
1997年8月	本社を千葉県八千代市高津678番地2に移転
2007年10月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場に株式を上場
2010年10月	大阪証券取引所JASDAQ市場、同取引所ヘラクレス市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（グロース）（現 東京証券取引所グロース）に株式を上場
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（グロース）に株式を上場
2014年12月	株式会社東京新聞ショッパー社の発行済株式の全てを取得し連結子会社化し、株式会社ショッパー社に商号変更
2015年11月	本社を千葉県船橋市湊町一丁目1番1号に移転
2020年11月	本社を千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号に移転
2021年8月	株式会社ショッパー社清算終了
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所JASDAQ（グロース）からグロース市場に移行

### 3 【事業の内容】

当社の事業は、広告関連事業（新聞等発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業）及びその他の事業により構成されております。

なお、当社はセグメント情報を記載していないため、事業別に記載しております。それぞれの事業の内容は次のとおりであります。

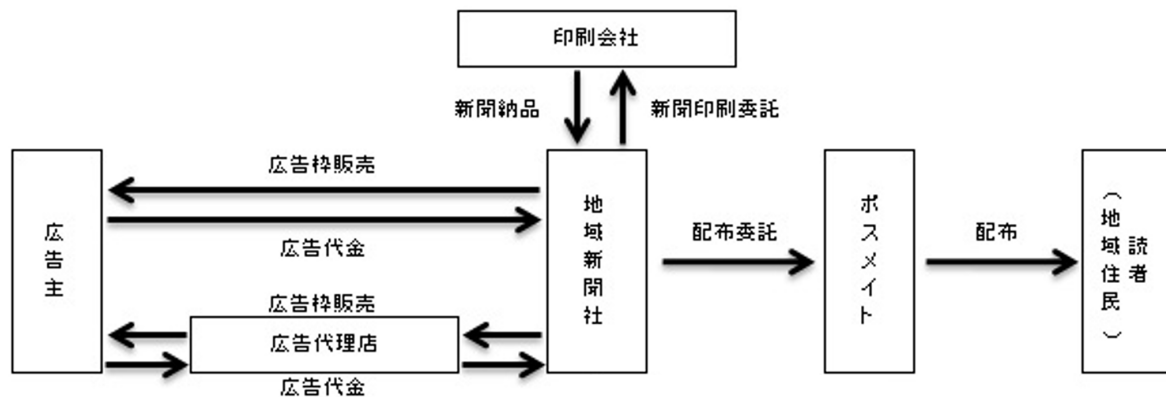
#### (1) 新聞等発行事業

当社が発行する「ちいき新聞」は購読料のかからない地域情報紙（以下「フリーペーパー」という。）であり、当社は「ちいき新聞」紙上に発行エリア（版、注1）ごとの地域のイベント、社会、文化、スポーツ等に係る身近な情報（記事）を載せ、毎週継続的に発行しております。当該事業は紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ、当該広告を当社が制作し配布する一連のサービスの対価を当該顧客から収受する事業であります。その広告枠は、5か所の事業所（八千代支社、成田支社、船橋支社、千葉支社、柏支社）の営業担当者が広告主に直接販売する場合と、広告代理店を経由して販売する場合があります。その他にも、当社が発行する求人情報紙「Happiness」の発行事業がございます。当該事業は「ちいき新聞」とは別に求人広告紙を制作し、当該サービスの発行スケジュールに則り継続的に発行しております。「Happiness」の紙面に掲載する求人広告枠を販売し、かつ、当該広告を当社が制作し「ちいき新聞」に折込配布する一連のサービスの対価を当該顧客から収受する事業であります。その広告枠は、「ちいき新聞」と同様に5か所の事業所の営業担当者及び「Happiness」の販売専門部署の営業担当者が広告主に直接販売する場合と、広告代理店を経由して販売する場合があります。

当社は行政区画と広告主の商圏を考慮し、「ちいき新聞」の1発行エリア（版）当たりの標準世帯数を4万世帯前後としており、当該前提に従って当社の事業エリアである千葉県（主に千葉県北西部地域を中心として）、茨城県（主に茨城県南西部を中心として）を40版に細分し、1発行当たり173万部（2024年8月31日現在、注2）の「ちいき新聞」を発行しております。このため、広告主は広範囲を対象にした広告から、地域を限定したピンポイントの広告まで、販売促進対象エリアの広さを柔軟に変えることができます。「Happiness」におきましては、「ちいき新聞」の配布エリアを15エリアに分割し、各エリアで約10万部発行し「ちいき新聞」に折込配布しております。

なお、「ちいき新聞」及び「Happiness」の印刷作業は印刷会社に全て委託しております。また、「ちいき新聞」及び「Happiness」の配布方法は、原則として戸別配布員（ポストメイト、注3）によって構成される当社独自の配布組織を組成及び活用し、一般の新聞を購読していない家庭にも戸別配布しております。

[事業系統図]

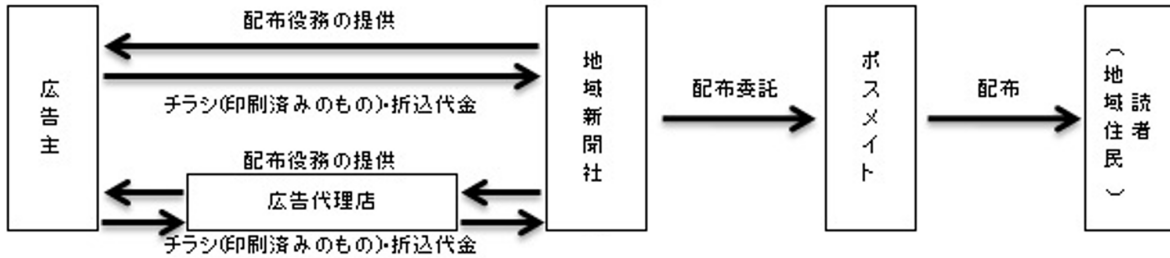


## (2) 折込チラシ配布事業

折込チラシ配布事業とは、当社が発行する「ちいき新聞」にチラシを折り込んで配布する事業であります。チラシはあらかじめ顧客が制作して当社に持ち込むケースと、当社が顧客の依頼を受けて制作まで請負うケースがありますが、チラシの制作を顧客から請負う場合、その制作請負に係る売上高は後述の販売促進総合支援事業売上高として計上いたします。

また、当社は折込チラシの配布エリアを500から1,000世帯単位に細分しており、「〇〇町だけ配布」といった地域を限定したものからより広範囲を対象にしたものまで、広告主のチラシ配布エリアに係るニーズにきめ細かく対応した配布が可能となっております。

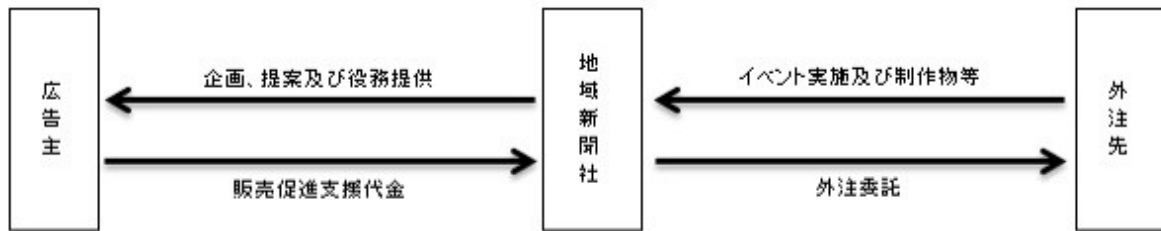
[事業系統図]



## (3) 販売促進総合支援事業

販売促進総合支援事業は、行政機関の刊行物制作・配布の受託や、前述の新聞等発行事業や折込チラシ配布事業の領域に属さない販売促進関連業務（展示会等の広告イベントの企画及び運営、配布チラシやポスターの編集及び制作、店舗ディスプレイ計画の立案等）を通じて、広告主の様々な販売促進活動を支援する事業であります。

[事業系統図]



## (4) その他の事業

その他の事業として、当社WEBサイト「チイコミ！」の運営、WEB広告及びホームページ作成などのWEB事業、教養、趣味及び娯楽等を顧客に教授し入会金及び受講料を収受するカルチャースクール運営事業等、当社加盟基準を満たした優良な外壁塗装工事等の業者をお探しの依頼者に紹介するマッチング事業、地域性のある商品や千葉県内で採れた野菜やお米を販売する通信販売事業、富裕層や子育て層をターゲットとしたセグメント媒体の発行、「ちいきとつながる」をコンセプトに掲げる放課後等デイサービス事業を行っております。

- (注) 1. 「ちいき新聞」の発行に係る最小単位であります。  
 2. 「ちいき新聞」2024年8月30日発行号に係る発行実績であります。  
 3. 「ちいき新聞」を戸別配布する要員の呼称であります。地域在住の方に配布委託を行っております。



## 4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社ADワークスグループ	東京都 千代田区	6,262,735	収益不動産事業	被所有 (22.34)	—
(その他の関係会社) 株式会社エンジェル・トーチ	東京都 千代田区	100,000	CVC (コーポレート・ ベンチャー・キャピ タル) 事業	被所有 22.34	—

- (注) 1. 株式会社ADワークスグループは、有価証券報告書を提出しております。  
2. 「議決権の所有 (被所有) 割合」欄の ( ) は間接所有割合であります。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

2024年8月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
170 (64)	39.7	7.9	4,401

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の (外書) は、臨時雇用者数 (パートタイマー) の平均雇用人員 (8時間/日 換算) を記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. セグメント情報との関連は、セグメント情報の記載を省略しているため記載しておりません。

## (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2.	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 3.			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
25.5	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 (2015年法律第64号) の規定に基づき算出したものであります。  
2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 (2015年法律第64号) 及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 (1991年法律第76号) の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。  
3. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 (2015年法律第64号) の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社の経営理念は、「人の役に立つ」であります。以下は、当社の経営理念付帯文からの抜粋であります。

①働く人達の役に立つ 豊かな生活と生きがいを生み出す場を確保し続ける

②地域社会の役に立つ お客様・読者・業者・社会に喜ばれる事業を行い続ける

人がこの世に生まれ、生きて行く上でいつも心がけるべきは、

自分以外の人のために自分を役立たせることである。

会社とはこのことを実践するための最高の手段であり、道具である。

このことから会社とは広義において奉仕活動である。

ゆえに会社は理念に基づき活動の範囲を広げる努力をし続けなければならない。

つまり、成長と拡大を行い続ける義務と責任があるのである。

この理念のもとに全情熱を傾けて事業を行うことは大いなる善であると確信する。

また、当社のミッションは「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」であります。

日々の暮らしの中に、出会い・発見・感動を提供し、それらが分かち合われ生まれる絆によって、人が人を・人が地域を慈しむ社会を創ってまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

当社は時価総額の増大に向け、超過利潤を実現いたします。具体的には経営における資本生産性と資本コストの関係においてROICがWACCを上回る状態で、EVA（Economic Value Added：経済的付加価値）を重要な経営指標として採用いたします。この状態を維持し続けることで成長するほどに企業価値を増大していく複利の経営を実践してまいります。現時点では盤石な経営基盤を構築するフェーズにあると認識しているため、同時に売上高・売上総利益率・EBITDAを重視する経営指標といたします。売上高は当社のサービスにどれだけのニーズがあるかの指標だと考えており、特に額の伸張を重視してまいります。売上総利益率については数あるビジネスの中でも非常に高い水準であるため、売上高が伸びるほどに利益が増えやすいレバレッジが効く収益構造となっております。EBITDAについては現時点で最も重視している指標と位置付けており、将来のための必要な投資を積極的に行い、足元の事業における利益を可視化して着実に伸ばしてまいります。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、「人の役に立つ」を経営理念とし、価値ある情報を届けて地域と一人ひとりに豊かさと感動を創り出すべく事業活動を行なってまいりましたが、創業40年で培った当社のアセット（企業資産）に改めて光を当てて企業価値を再定義いたします。その上で、当社にはない事業やサービスを提供している会社と手を携え、リソースはそのままにアセットの提供を通じて新サービスを創出する「アセット活用型シーパワーストラテジー」で非連続な成長を目指してまいります。

#### (4) 経営環境

当社の属するフリーペーパー・フリーマガジン市場は、媒体及びターゲットの多様化が進んでおりますが、紙媒体だけでなくインターネット広告との価格競争が恒常化するなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

今後の当社の経営環境につきましては、「人の役に立つ」という経営理念の基、コア事業による安定収益を確保しながら「アセット活用型シーパワーストラテジー」で新規事業や新価値を創造いたします。さらに、生成AIを中心とした最新技術を掛け合わせることで、既存のビジネスの枠組みを変え、他社を寄せ付けない新しい市場（ブルーオーシャン）を切り開いてまいります。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、自社で発行するフリーペーパー「ちいき新聞」紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ、当該広告を自社で制作して、一連のサービスの対価を顧客から收受する「新聞等発行事業」をはじめ、「折込チラシ配布事業」や「販売促進総合支援事業」等の広告関連事業を主たる事業と位置づけ、千葉県を中心に地域密着型の事業展開を行ってまいりました。

今後は前述の広告関連事業を主たる事業としながらも、当社が持つアセット（企業資産）に光を当てることで企業価値を再定義し、そのアセットを活用した他社とのアライアンスによって非連続的な成長を目指していきます。

##### ① 財務基盤の強化

当社の描く成長戦略を着実かつスピード感を持って実行するために、健全な財務状態を保つことは必須と捉えております。業績面で盤石な利益体質を築き上げることはもちろんですが、財務基盤の強化と成長戦略を推し進めるための資金調達も必要不可欠であります。今後も、株主様に配慮した資本増強と金融機関等からの資金調達を考慮しながら、財務基盤の強化に努めてまいります。

##### ② 上場維持基準の適合

当社の2024年8月末時点におけるグロース市場の上場維持基準の適合状況は、「時価総額」について約12億円と適合しておりません。グロース市場の上場維持基準の充足に向けた取り組みとして、アセットを活用した他社とのアライアンスによる非連続な成長や情報資産の価値向上を目的とした生成AIの利活用、実現化に向けたアドバイザーボードの組成を計画しております。これらの取り組みを「ストラテジックプラン」と称し、2024年8月末時点では株式会社ツナググループ・ホールディングス（以下「ツナググループ」といいます。）との業務提携と戦略ディスクロージャー宮下修氏のアドバイザーボード就任の発表をいたしました。また、当社が現在発行・運営している「ちいき新聞」やWebサイト「チイコミ！」の情報に加えて、今後は複数のアライアンスを進める過程で膨大な量のユーザーデータの獲得が期待出来ます。そういった情報をWEB上で一か所に集約させる「Web版港町構築プロジェクト」を立ち上げており、情報とコンテンツでにぎわうプラットフォームへと成長させてまいります。

##### ③ コア事業による安定収益の確保

当社における新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業は、安定収益確保の点において最も重要な事業であります。新聞等発行事業のうち「ちいき新聞」の発行事業では、広告効果の向上を目的とした営業の分業化を実施し、営業活動の効率と顧客単価をアップさせ利益を最大化させてまいります。また、2024年8月末に株式会社中広が展開しているボランティア・チェーン方式による加盟契約（以下VC加盟）を締結し、全国1,300万世帯の媒体ネットワークを活用できるようになりました。今後は全国を商圈としているナショナルクライアントの開拓やエリア外の店舗も含めた総合販促提案に注力し、新聞等発行事業の売上を飛躍的に向上させてまいります。折込チラシ配布事業につきましては、質の高い配布網及び高到達率を維持しつつ、マンションに限定したポスティングなどの新サービスを展開することで、より積極的な営業活動と価格戦略を実行してさらなる収益増を目指してまいります。

##### ④ 新規事業と新価値の創造

フリーペーパー市場全体が縮小していく中でも成長していくために、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業で培ったアセットを他社とのアライアンスで活用し、「配布エリア内の地域活性化」と「配布エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」の両軸で新価値を創造してまいります。ツナググループとの業務提携により、紙媒体を主軸に年間8,000社との取引がある当社と、Web媒体を主軸に年間6,000社の求人扱っているツナググループとの連携により、千葉県・茨城県内のあらゆる業種・業態の企業との関係性が強化された上、紙とWeb両方のメディアを活用した情報発信が可能となりました。このようなお互いの強みを掛け合わせたアライアンスを数多く推進することで、1+1が2ではなく3にも4にも、あるいは $\alpha$ や $\beta$ のような全く別の価値を創造してまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」をミッションに掲げ、持続可能で豊かな社会の実現に向けて、地域社会の繋がりを強固にするために必要な情報インフラを構築し、平等に生活範囲内の地域情報を届ける仕組みを提供することで、持続的成長と企業価値向上の実現を目指しております。

### (1) ガバナンス

当社は、経営理念およびサステナビリティに関する基本方針やそれを踏まえた経営方針などを効果的に実現し、中長期的な企業価値の向上を目指した経営を推進する基盤として、コーポレート・ガバナンス体制の構築とさらなる高度化に取り組んでおります。また、取締役会においてサステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、適切な組織運営に努めております。

詳細は、「第4 [提出会社の状況] 4 [コーポレート・ガバナンスの状況等] (1) [コーポレート・ガバナンスの概要]」をご参照ください。

### (2) 戦略

当社の持続的な成長や事業価値の向上において、人材は最も重要な経営資源であると考えております。当社が考える人的資本経営とは、「人を犠牲にしない」経営です。「何のためにここで働いているのか」という問いに対し、「生活のため」と答える人がいないことを理想としています。「もしお金と時間に余裕があれば、本当は他のことがしたい」と思うのであれば、それは自分の人生を犠牲にしていることとなります。評価されるために働くのではなく、一人一人が自らの幸せのために働ける、やりがいのある環境づくりに努め、エンゲージメント向上をイノベーション創出の原動力としてまいります。また、育児や介護等でキャリアが寸断されがちな社員、特に女性社員がキャリアを継続し、キャリアアップを目指しやすい仕組みづくりを行っており、具体的には、フレックスタイム制度や時間有給制度を始めとした諸制度の導入、テレワーク推奨等、ワークライフバランスを実現できる柔軟な働き方を構築しております。人材に対する成長支援については、自身の役割を全うするだけでなく、地域社会と会社を継続発展させる人材を後押しすることを方針としております。

### (3) リスク管理

当社は、内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスを取りつつ持続的成長による企業価値の向上を目指し、「リスク管理規程」に基づき、内部統制実務責任者及び各部門長により構成される「内部統制委員会」を設置しており、リスクを網羅的に把握・管理する体制を構築しております。

### (4) 指標及び目標

当社では、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の成長支援に関する方針及び社内環境整備に関する方針に基づきさまざまな取り組みを行っておりますが、女性管理職比率について一定の目標値を設定することが企業価値向上に直結するかという点においては確証を持っておりません。よって、目標値は定めず、現状報告として実績のみ開示いたします。

指標	実績 (当事業年度)
管理職に占める女性割合	25.5%

### 3 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性に係る事項を記載しております。また、当社として必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断上あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に係る投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。また、以下の記載は本株式に対する投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点ご注意ください。

なお、文中における将来に係る事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 当社の事業について

##### ① 広告関連市場の動向の影響について

当社が展開する事業のうち、広告関連事業である新聞等発行业、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業の3事業の合計売上高が当社の総売上高に占める割合は、2020年8月期において94.6%、2021年8月期において93.4%、2022年8月期において94.2%、2023年8月期においては95.0%、2024年8月期においては94.9%をそれぞれ占めております。

景況の悪化に伴う広告需要の減少によりもたらされる当社の事業、業績又は財政状態への悪影響を軽減すべく、当社は特定の業種及び企業規模に偏らない顧客開拓や、広告関連市場と関連性が薄い事業の育成を検討しておりますが、当社のこれらの対応が不十分である場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

##### ② 競合について

###### a. 新聞等発行业に係る競合について

フリーペーパー市場は、WEBやSNSを始めとした広告媒体の多様化により、成長期から成熟期へ移行したと考えられ、2024年8月31日現在において当社が主たる商圏としている千葉県下においても競合紙(誌)は多数あり、当該競合紙(誌)間において激しい競争が行われております。また、今後、編集や配布のノウハウを有する新聞社及び出版社等や、豊富な事業資金を有する異業種の事業者がフリーペーパー市場に参入してくる可能性もあります。

当社は独自のフリーペーパー編集方針、発行エリア(版)設定方針及びフリーペーパー配布方針を堅持することにより、フリーペーパー市場における当社の競争優位性を確保していく所存であります。

しかしながら、今後、当社が事業を展開するエリアにおいて競合紙(誌)がそれらと同様の方針を採用した場合には、当社がそのような競争優位性を継続的に確保できるとは限らず、万が一、当該事業に係る競争優位性が失われた場合には当社の継続的な事業拡大が阻害され、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

###### b. 折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業に係る競合について

折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業についても、現在、それぞれが属する市場の成長率は鈍化しており、両事業とも競合者は少なく、2024年8月31日現在において当社が主たる商圏としている千葉県下においても激しい競争が行われております。

当社は、企画力や提案力を背景としたサービス品質の一層の向上、きめ細かな営業活動の展開等を通じてこれらの市場における競争優位性を確保していく所存であります。しかしながら、今後、当社が事業を展開するエリアにおいて、当社がそのような競争優位性を継続的に確保できるとは限らず、万が一、当該事業に係る競争優位性が失われた場合には当社の継続的な事業拡大が阻害され、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### ③ 「ちいき新聞」の発行遅延、不発行等について

当社が発行するフリーペーパーである「ちいき新聞」は、広告掲載の申込から紙面制作及び印刷を経て、当該新聞の配布を完了するまでに1週間を要しております。このうち、ほぼ内製化された紙面制作までの過程においては業務管理システムのバックアップ(注1)、制作環境(注2)の統一等、考えられる範囲において紙面制作上起こり得るトラブルを想定し、その回避策を講じておりますが、紙面制作完了までの期間において当社や制作に係る一部外注先のシステムサーバ(バックアップ分を含む。)に回復困難なトラブルが発生し、又は当社や制作に係る一部外注先が異常気象、震災等の大規模な自然災害や事故等、当社が予測し得ないトラブルに見舞われ、かつ、速やかな復旧が困難である場合には、結果として「ちいき新聞」の発行遅延、不発行、配布遅延又は未配布という事態が惹起される可能性があります。

また、当社は「ちいき新聞」の印刷や配布を外注先にそれぞれ完全委託しており、これらの委託先が異常気象、震災等の大規模な自然災害や事故等、当社が予測し得ないトラブルに見舞われ、かつ、速やかな復旧が困難である場合には、「ちいき新聞」の発行遅延、不発行、配布遅延又は未配布という事態が惹起される可能性があります。

このように、「ちいき新聞」の制作から配布完了までの期間において前述のような事態が発生すれば、当社に対する広告主や読者の信頼が大きく損なわれ、その結果として広告収入の減少等を招来するおそれがあり、そのような場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) 1. 業務管理システムのバックアップの主な内容については、「(3) ⑥ 業務管理システムについて」の記載内容をご参照ください。

2. 紙面の制作環境とは、当社の編集部において「ちいき新聞」に掲載する広告や報道記事を制作及び編集するための一連のハードウェア及びソフトウェア並びにその有機的なつながりを指しております。また、制作環境の統一とは、編集部内において各人の制作環境を統一することをいいます。

## ④ 印刷代及び印刷用紙の調達価格の変動について

「ちいき新聞」の原材料である印刷用紙の調達については、当社の新聞印刷の依頼先である印刷業者を通して調達先（メーカー）から仕入れており、印刷代及び印刷用紙を複数の印刷業者から総合的に比較検討することで、安定的な印刷用紙の確保と最適な調達価格の維持に努めております。しかしながら、製紙原料価格の予想外の変動等により印刷代及び印刷用紙の調達価格が今後高騰した場合には、紙媒体の発行を主たる事業とする当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 法的規制等について

## ① 広告関連事業に係る法的規制等について

当社の広告関連事業（新聞等発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業）には事業そのものに係る業法規制こそないものの、様々な法的規制が設けられております。

これらを直接規制する主な関連法令としては、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法、知的財産権法、著作権法、商標法、公職選挙法等が挙げられ、また、薬事法、宅地建物取引業法、特定商取引に関する法律等のように、顧客の業種等に係る規制法令が間接的に当社の広告関連事業を規制する例も少なくありません。さらに、「ちいき新聞」や配布するチラシ等に掲載する広告の方法や内容等については、広告主、当社ともに前述の法令以外に各業界団体の自主規制が存在する場合があります。

当社は、新聞等発行事業において報道記事を制作及び掲載する際には、当社が制定した取材及び編集業務用マニュアルの規定に従って記事の執筆、紙面の編集及び制作を行い、事実を正確に、偏ることなく読者に伝えるよう努めるとともに、第三者の知的財産権を侵害し、又は公職選挙法等の法令に抵触する内容の記事とならないよう、細心の注意を払っております。また、新聞等発行事業、折込チラシ配布事業及び販売促進総合支援事業において広告を制作し、当該広告を「ちいき新聞」紙面やチラシに掲載するに際しては、当社が制定した広告掲載基準や校閲校正業務用マニュアルの規定に従って広告の制作及び校閲、校正を実施することにより、前述の法令や自主規制に係る違反や第三者の知的財産権の侵害に係る未然防止に努めております。

しかしながら、「ちいき新聞」紙面に万一事実と異なる内容や、読者に混乱や誤解を与える表現を含む記事や広告が掲載された場合、又は第三者の知的財産権を侵害したり、前述の法令や自主規制に抵触する内容の記事や広告が掲載された場合には当社は社会的信用を失い、訴訟を提起され、又は何らかの行政処分等を受ける等の事態が惹起される可能性があり、その場合には当社に対する広告主や読者の信頼が大きく損なわれることによる広告収入の減少等並びに当該訴訟等の動向又は結果が、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、昨今の社会情勢の変化等に応じて前述の規制法令を始めとする各種法令や自主規制の強化、改正又は解釈の変更等が行われた場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ② その他の事業に係る法的規制等について

カルチャースクール運営事業については、事業を規制する法令等は特に見当たらないものの、当該事業を展開する事業者として、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）等の一般法令の規制の適用を受けております。

通信販売事業については、景品表示法、JAS法、特定商品取引法及び個人情報保護法などによる法的な規制を受けております。

また、昨今の社会情勢の変化等に応じて前述の規制法令を始めとする各種法令の強化、改正又は解釈の変更等が行われた場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 当社の経営について

## ① 「ちいき新聞」の発行エリア（版）の展開及び撤退の方針について

当社は、一定の発行エリア（版）ごとに「ちいき新聞」を発行しており、2024年8月31日現在において、「ちいき新聞」は5支社の下に40の発行エリア（版）が存在しております。

なお、発行エリア（版）を新設した場合、並びに発行エリア（版）を新設する際に営業拠点となる事業所を新設した場合、継続的な営業活動を実施し当該発行エリア（版）単独の収益性の向上に努めております。しかしながら、紙面の印刷や配布に係る費用や事業所の開設費用等を回収し、黒字化するまでに期間を要することもあり、当該期間においては、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当該発行エリア（版）において、人口減少等の地域特性の変化が起こり当該発行エリア（版）単独の赤字が想定以上の期間にわたり継続した場合、また、当該事態において新聞等発行事業から撤退を判断した場合、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ② 広告媒体の多様化への対応について

当社が発行する「ちいき新聞」は、読者の生活に密着した地域の情報を伝え、広告主にとっては細分化された比較的狭小な発行エリア（版）の中から広告掲載エリアを任意に選択して機動的な広告戦略を採ることができるというメリットを有していることから、当社は今後も紙媒体であるフリーペーパーの発行を継続していく方針であります。

一方、近年においては電子広告等の新たな広告媒体の発展が著しく、今後は当社の新聞等発行事業対象地域の拡大に合わせ、紙媒体である「ちいき新聞」とは別に、インターネット等の電子媒体を通じた事業対応を実施する必要があるものと認識しており、「チイコミ！」において電子広告を行っておりますが、後発電子媒体に対して当社が当該対応のタイミングを逸した場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後インターネット等の電子媒体の急速な発展が紙媒体の価値を相対的に低下させ、「ちいき新聞」の読者及び広告主が結果として減少した場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

## ③ 人材の獲得及び育成について

当社の従業員数は2024年8月31日現在において170名（臨時従業員64名を除く。）となっております。また、当社の従業員の平均勤続年数は、2024年8月31日現在において7.9年と短いものの、これは今後の事業拡大に備え新規採用及び中途採用をもって従業員の確保を積極的に図っている結果であり、現時点において人員は充足しているものと考えております。

当社は、当社の事業成長を継続するために、今後も着実に人材を確保及び育成していく予定であります。人材の確保及び育成が質量両面において事業の成長スピードに追いつかない場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ④ 知的財産権について

当社が保有する知的財産権は、登録済み商標権9件並びに当社が制作した報道記事及び広告の内容に係る多数の著作権であり、当社が保有している、又は取得を出願中である特許権及び実用新案権はありません。また、現在のところ、当社の事業分野において他者に先駆けて特許申請を行わなければならない技術等も存在いたしません。

なお、登録済の商標権の一つである「ちいき新聞」については、その商標登録が完了しているか否かにかかわらずこれが無断で使用され、広告主や読者の当社に対する信用が損なわれるような内容の記事や広告が掲載された場合、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ⑤ 個人情報等の管理について

当社は、広告掲載等に係る営業活動を通じて、また、報道記事の取材活動を通じて、顧客情報を始めとする様々な個人情報を入手する機会があります。そこで、当社は、個人情報保護法の規定の趣旨に鑑みて、情報管理の観点から、個人情報の厳正な管理及び漏洩防止手続を定めた個人情報保護関連規程を制定し、加えて当社の全ての役員、従業員及び臨時従業員との間においては機密保持に係る誓約書を個別に締結する等、個人情報の保護並びに個人情報漏洩の未然防止に努めております。

さらに、当社は、当社の個人顧客、役員及び従業員の個人情報をも含めた重要な業務管理情報についてID及びパスワードによって管理するとともに、インターネットを通じた外部からのアクセスによる情報流出の防止策を採用しております。

しかしながら、このような対策をもってしても個人情報を含むそれらの重要情報に係る社外漏洩を防止できず、当該情報漏洩に起因して第三者に何らかの損害が発生した場合には、当社が損害賠償請求の対象となる可能性があります。また、当社の情報管理体制に係る良くない風評が発生し、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ⑥ 業務管理システムについて

当社は業務管理システムを保有しており、当該システム内に、当社の個人顧客、役員及び従業員の個人情報及び取引先等に係る法人基本情報等を蓄積しております。また、当社は、事業の推進に欠かせない各種の管理業務を当該システムによって行っており、当社の業務効率は当該システムに大きく依存しております。

そこで、当社は、不測の事態（アクセスの急増等による一時的な負荷増大に伴うシステムダウン、異常気象、震災等の大規模な自然災害や事故等に伴う停電、故障等）によりこれらの業務管理システムが稼働しているそれぞれのサーバが停止し、又はサーバ上に蓄積されたデータが失われることにより当社の業務の遂行に支障を来さないよう、一定のセキュリティレベルを実現し、かつ、無停電電源装置を備えたサーバ専用室にアプリケーションサーバとデータベースサーバを2台ずつ格納して並行運用するとともに、データの日次バックアップ、バックアップデータの分散型格納を実施する他、サーバの外部委託等考えられる範囲において起こり得るトラブルを想定し、その回避策を講じております。

しかしながら、そのような当社の施策が不十分である場合又は当社の現在の対応では係る影響を十分に軽減できない場合には、当社の事業、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 感染症の流行による影響について

新型コロナウイルス感染症のような社会及び経済活動に重大な影響を及ぼす感染症が流行した場合、緊急事態宣言の発令や外出制限等により、広告出稿の減少及び折込チラシの減少並びに当社が提供するサービス等の利用者が減少し、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

##### ① 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に社会経済活動が緩やかに回復し、物価上昇の影響から足踏みが続いていた個人消費も持ち直しの傾向が見られました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の不安定化、エネルギーを始めとした原材料価格の高騰、地震や豪雨といった自然災害のリスク増加等、先行き不透明な状況が続いております。

そのような環境の中、当社は2024年6月3日に「今後の戦略に関する基本方針」を発表し、当社が保有する170万世帯への配布網、2,500人の配布スタッフ、年間8,000社の取引企業等のアセットを活用した他社との事業アライアンスによる新サービスの創出、いわゆるシーパワー・ストラテジーへの転換を掲げ、社内体制の構築とアライアンス候補企業との間でのアセット活用方法を策定する取り組みに注力しました。

広告関連事業におきましては、イベント集客による広告需要の増加を背景に引き続き回復傾向が続いております。

新聞等発行事業のうち「ちいき新聞」の発行事業におきましては、2024年8月末現在で、2県40エリアで40版を発行、週間の発行部数は約173万部となりました。中大口クライアント獲得に営業リソースを集中し顧客単価の向上を図る施策は結果として表れており、当第4四半期会計期間では修理業、買取業、保険業、セミナー告知といったセグメントの需要が高まりました。その他にも、富裕層向け情報誌「AFFLUENT（アフルエント）」、子育て支援情報誌「ままこことと®」、求人情報紙「Happiness」など、「ちいき新聞」以外の媒体も発行し利益創出に努めております。「Happiness」は求人需要の高まりを受け引き続き好調に推移しており、2024年8月9日に発表しておりますとおり、株式会社ツナググループ・ホールディングスと業務提携をすることにより紙とWEB両面での質の高い提案ができるようになりました。キャリア教育副教材「発見たんけん」におきましては、配布対象の小中学校を拡大するとともに、各学校での企業との交流授業を企画することで教材の利用を促進し、掲載企業の継続率向上を図っております。

折込チラシ配布事業におきましては、それぞれの地域にカスタマイズされた独自の地図情報システム（GIS）を活用することにより、広告主の顧客ターゲットが明確となり効率的かつ広告効果の最大化を図るサービスを実現しております。当第4四半期会計期間におきましては、主に不動産業、冠婚葬祭業、宅配業、リユース業などの業種が折込チラシ配布事業の売上を牽引しました。今後の施策といたしまして、2024年9月より折込価格の改定を行い、コスト上昇への対策と収益力強化を図ります。

販売促進総合支援事業におきましては、「ちば市政だより」の配布業務受託を中心とした行政自治体の刊行物制作・配布の受託増加に加え、ショッピングセンターにおけるイベント企画・運営についても実績を元に取りが拡大しています。

その他事業につきましては、WEB事業の方向性を見直し、メインコンテンツであるコミュニティサイト「チイコミ！」をプラットフォームとして保持しながらユーザー情報やインフラ機能等の自社アセットを活用して他社サービスとのアライアンスによる新サービスをプラットフォーム上に充実させていくことを目指します。本件につきましては2024年6月3日発表の「今後の戦略に関する基本方針」の中で「WEB版港町構築プロジェクト」として記載しております。

なお、当社は資本政策の一環として新株予約権を発行しており、係る費用として営業外費用の新株予約権発行費を14,722千円として計上しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は2,977,195千円（前期比101.7%）、経常利益は16,988千円（前期は47,664千円の経常損失）、当期純利益は3,476千円（前期は51,328千円の当期純損失）となりました。

##### ② キャッシュ・フロー状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、98,049千円増加し572,176千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

##### 営業活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度末において営業活動の得られた資金は、127,867千円となりました。これは、主に税引前当期純利益1,748千円、未払金の増加35,098千円、未払消費税等の増加29,706千円、減価償却費28,556千円、売上債権の増加21,258千円、新株予約権発行費14,722千円によるものであります。

##### 投資活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度末において投資活動の結果使用した資金は、59,531千円となりました。これは、主に定期預金の払戻による収入200,000千円、定期預金の預入による支出200,000千円、無形固定資産の取得による支出32,642千円、有形固定資産の取得による支出18,456千円によるものであります。

##### 財務活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度末において財務活動の得られた資金は、29,713千円となりました。これは、主に新株予約権の行使による収入130,547千円、長期借入の返済による支出100,852千円によるものであります。

（資本の財源及び資金の流動性について）

当社の資金需要のうち主なものは、当社の成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備投資資金であります。これらの資金需要に対して当社では、自己資金、金融機関からの借入、増資といった資金調達方法の中から諸条件を総合的に勘案し、最も合理的な方法を選択して調達する方針であります。当事業年度におきましては、ノンコミットメント型ライツ・オフリングの実施により、144,610千円の資金を調達いたしました。

なお、当事業年度末において、借入金残高365,878千円、現金及び預金残高772,176千円となっております。



## ③ 生産、受注及び販売の実績

当社は、生産、受注及び販売の状況については、セグメント情報に代えて事業別に記載を行っております。

## a. 生産実績

当事業年度の生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	前年同期比 (%)
新聞等発行事業 (千円)	604,700	103.2
販売促進総合支援事業 (千円)	138,248	133.9
その他の事業 (千円)	106,088	98.7
合計 (千円)	849,037	106.6

(注) 金額は、売上原価によっております。

## b. 受注実績

当社は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

## c. 販売実績

当事業年度の販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	前年同期比 (%)
新聞等発行事業 (千円)	1,264,078	105.8
折込チラシ配布事業 (千円)	1,229,565	91.8
販売促進総合支援事業 (千円)	331,922	134.6
その他の事業 (千円)	151,629	104.3
合計 (千円)	2,977,195	101.7

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

## ① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択及び適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社が財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 [経理の状況] 1 [財務諸表等] (1) [財務諸表] [注記事項] の (重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

## ② 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績等は、売上高2,977,195千円（前期比101.7%）と前期の実績を上回りました。これは、「新聞等発行事業」に含まれるヒューマンリソース事業への需要が継続して高く、求人情報紙「Happiness」の発行回数を増加したことや、「ちば市政だより」の配布業務受託を中心とした行政自治体の刊行物制作・配布の受託増加に加え、ショッピングセンターにおけるイベント企画・運営についても実績を基に取引が拡大し「販売促進総合支援事業」において受注が増加したことによるものであります。

以上の結果、売上高が2,977,195千円（前期比101.7%）と増収となり営業利益は34,307千円（前事業年度は20,906千円の営業損失）となりました。

当事業年度は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいて127,867千円の収入となり、投資活動におけるキャッシュ・フローにおいては、主に無形固定資産の取得による支出があり59,531千円の支出となり、財務活動によるキャッシュ・フローにおいては、主に新株予約権の行使による収入があり29,713千円の収入となりました。

## ③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 [経理の状況] 1 [財務諸表等] (1) [財務諸表] [注記事項] の (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、56,759千円であり、その主なものは本社オフィスの増床に伴う有形固定資産の取得10,590千円、基幹システムのリプレイス費用18,260千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

主要な設備は、以下のとおりであります。

2024年8月31日現在

事業所名 (所在地)	事業別の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
			建物	機械及び装置並びに車両運搬具	工具、器具及び備品	無形固定資産	合計	
本社及び編集センター (千葉県八千代市)	—	統括業務設備 制作設備	13,125	—	8,779	43,625	65,530	107 (20)
八千代支社 (千葉県八千代市)	新聞等発行事業等	統括業務設備・営業 設備・制作設備	6,125	—	1,405	229	7,759	14 (12)
成田支社 (千葉県成田市)	新聞等発行事業等	営業設備	206	—	262	—	469	3 (2)
船橋支社 (千葉県鎌ヶ谷市)	新聞等発行事業等	営業設備	0	—	220	—	220	5 (3)
千葉支社 (千葉市中央区)	新聞等発行事業等	営業設備	—	—	390	—	390	8 (3)
柏支社 (千葉県柏市)	新聞等発行事業等	営業設備	—	—	332	—	332	15 (6)
千葉配送センター (千葉県八千代市)	新聞等発行事業等	梱包設備	7,677	2,578	1,101	—	11,356	18 (18)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数(パートタイマー)の平均雇用人員(8時間/日 換算)を記載しております。

2. 上記のほか、賃貸借契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

事業所名	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社及び編集センター	建物	5,023
八千代支社	建物	6,888
成田支社	建物	3,618
船橋支社	建物	2,666
千葉支社	建物	2,804
柏支社	建物	2,904
千葉配送センター	建物	18,520

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、予算作成時に年度計画の中で設備投資計画を策定し、決定しております。

なお、2024年8月31日現在における重要な設備の新設、改修計画及び設備の除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (千葉県 八千代市)	基幹システム リプレイス	18,000	12,600	自己資金	2024年5月	2024年10月	—

(注) 1. 計画の変更等により、投資予定額の総額は変更になる場合があります。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

## ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (2024年11月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,670,276	3,740,414	東京証券取引所 グロース	単元株式数 100株
計	2,670,276	3,740,414	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2024年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

## ①【ストック・オプション制度の内容】

## 第6回新株予約権

決議年月日	2022年11月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 20名
新株予約権の数（個） ※	666
新株予約権の払込金額 ※	1株につき1円
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	当社普通株式 66,600個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	424 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年12月12日 至 2032年12月11日 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 424 資本組入額 (注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 8

※ 原則として当事業年度末（2024年8月31日）における内容を記載しておりますが、「付与対象者の区分及び人数」は、新株予約権の発行時点の区分で記載しております。また、当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年10月31日）にかけて変更された事項として、2024年7月12日から2024年9月11日における当社第7回新株予約権の行使に伴い当社株式が発行されたことを勘案し、新株予約権の発行要項における行使価額の調整に関する定めに基づき、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」が、2024年9月11日以降、372円に調整されております。

## (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの

場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2022年11月22日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）に105%を乗じた価格（1円未満の端数は切り上げ）とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

なお、当社が2024年7月12日に発行した第7回新株予約権の実施に伴い、上記算式に基づき本新株予約権の行使価額を調整し、2024年9月11日より調整後行使価額372円を適用とする。

## 3. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2022年12月12日から2032年12月11日までとする。

## 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## 6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

## 8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記6に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記7に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

なお、当社は2024年10月17日開催の取締役会において、第8回新株予約権及び第9回新株予約権を発行する決議を行いました。詳細につきましては、「第5 [経理の状況] 1 [財務諸表等] (1) [財務諸表] [注意事項] の (重要な後発事象)」をご参照ください。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

第7回新株予約権

決議年月日	2024年6月3日（取締役会） 2024年6月28日（臨時株主総会）
新株予約権の数（個） ※	2,158,527 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	当社普通株式 2,158,527
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	283
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年7月12日 至 2024年9月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 283 資本組入額 （注）2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※ 上記は新株予約権の発行時点における内容を記載しておりますが、当事業年度末（2024年8月31日）においては510,990個の行使があり、当事業年度の末日から新株予約権行使期間満了日（2024年9月11日）までに1,070,138個の行使があり、その他の新株予約権は行使期間満了により消滅しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。
4. 新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
5. 新株予約権の取得に関する事項  
本新株予約権の取得事由は定めない。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
該当事項はなし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年5月6日(注)1	63,700	1,907,500	25,002	228,114	25,002	158,114
2021年9月1日～ 2022年8月31日 (注)2	165,000	2,072,500	43,663	271,777	43,663	201,777
2022年9月1日～ 2023年8月31日 (注)3	86,786	2,159,286	15,925	287,703	15,925	217,703
2023年9月1日～ 2024年8月31日 (注)4	510,990	2,670,276	72,305	360,008	72,305	290,008

(注) 1. 第三者割当増資

発行価格 785.0円

資本組入額 392.5円

割当先 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

2. 第4回新株予約権の行使による増加であります。

3. 第5回新株予約権の行使による増加であります。

4. 第7回新株予約権の行使による増加であります。

5. 2024年9月1日から2024年9月11日までの間に、第7回新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,070,138株、資本金及び資本準備金がそれぞれ151,424千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2024年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							計	単元未満 株式の状 況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	13	14	14	7	1,545	1,594	—
所有株式数 (単元)	—	12	1,086	12,774	867	95	11,853	26,687	1,576
所有株式数 の割合(%)	—	0.04	4.07	47.87	3.24	0.36	44.42	100.00	—

(注) 自己株式759株は、「個人その他」に7単元、「単元未満株式の状況」に59株を含めて記載しております。



## (6) 【大株主の状況】

2024年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社エンジェル・トーチ	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	596,200	22.33
マイルストーン・キャピタル・マネ ジメント株式会社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	282,600	10.59
株式会社ライフイン24group	東京都豊島区東池袋四丁目14番2号	220,400	8.26
株式会社中広	岐阜県岐阜市東興町27番地	113,000	4.23
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋一丁目13番1号)	52,800	1.98
ダイオーミウラ株式会社	東京都豊島区北大塚一丁目14番3号	51,300	1.92
白木 元茂	東京都豊島区	43,900	1.64
吉田 康次郎	神奈川県横浜市神奈川区	32,200	1.21
松戸 晴江	千葉県千葉市稲毛区	28,500	1.07
細谷 佳津年	東京都千代田区	27,600	1.03
計	—	1,448,500	54.26

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2024年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,668,000	26,680	—
単元未満株式	普通株式 1,576	—	—
発行済株式総数	2,670,276	—	—
総株主の議決権	—	26,680	—

(注) 単元未満株式欄の普通株式には、自己株式59株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

2024年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社地域新聞社	千葉県八千代市勝田台北 一丁目11番16号	700	—	700	0.03
計	—	700	—	700	0.03

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	126	66,820
当期間における取得自己株式	61	20,435

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	759	—	820	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要事項として認識しておりますが、現在は他社とのアライアンスを中心とした新サービスの創出が最優先事項だと考えております。非連続な拡大に向けて、経営基盤の強化および積極的な事業展開のための投資フェーズであり、配当の原資となる利益剰余金がマイナスとなっていることから、当事業年度につきましては期末配当を無配とさせていただきます。なお、中期的には、業績及び財務状況の改善に努め、各事業年度の業績推移及び利益剰余金の状況を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。

なお、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会において剰余金の配当等を行うことができる」、また「取締役会の決議により、毎年2月末日を基準として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「人の役に立つ」を経営理念とし、「働く人たち」、「地域社会」、「国家」の役に立つ企業となることを目標としており、お客様・読者・取引先・地域社会をはじめ、株主及び投資家からの信用をより高めることが重要であると認識しております。そのためにも、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築することが重要であり、これを実現することがコーポレート・ガバナンスの強化であると考えております。

###### ② 企業統治の体制の概要

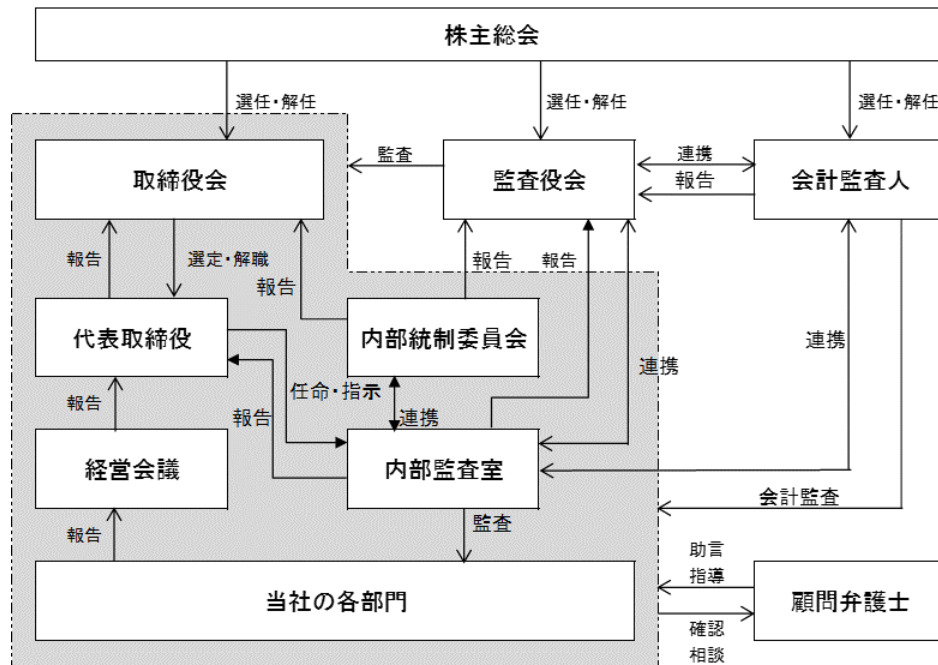
当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会、監査役会及び経営会議を有しております。

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名（代表取締役社長 細谷佳津年、取締役 金箱義明、取締役 松川真士、取締役 齋藤律子、社外取締役 田中康郎）で構成されており、原則毎月1回以上開催し、経営の意思決定機関及び取締役の職務執行を監視、監督する機関としての役割を果たしております。

監査役会は、社外監査役3名（常勤監査役 色部文雄、監査役 小泉大輔、監査役 丸野登紀子）で構成されており、原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。各監査役の取締役会への出席の他、社内重要会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役及び取締役会の業務執行を監視するとともに、経営全般に対して監査機能を発揮しております。

経営会議は、取締役等で構成されており、原則隔週1回開催し、日常の個々の業務遂行における報告、検討・協議及び決定を行っております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



###### ③ 企業統治の体制を採用する理由

取締役会及び監査役会に加えて、取締役等で構成する経営会議を連携させることで、企業統治の強化を図ることができていると考えております。

さらに、監査役会を構成する監査役3名は、全員が社外監査役であり、独立性を確保するとともに、取締役の業務執行に対する監督機能を十分に果たしていることから、現状の体制としております。

###### ④ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

###### a. 当社の取締役・使用人等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス基本方針、内部統制重点行動指針を制定する。
- ・内部統制委員会は、隔月1回以上開催し、活動内容については、定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。各本部に内部統制推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、内部監査を実施する。
- ・組織を横断する各種組織（内部統制委員会、衛生委員会）を設置し、法令及び定款に適合することを確保する。
- ・内部監査室は、コンプライアンス規程及び内部統制委員会の実施状況を監査し、他の業務監査の結果を含めて定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- ・内部監査室は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改定を提案する。
- ・企業経営及び日常業務に関わる必要なアドバイスを顧問弁護士から常時受けることのできる体制を構築する。
- ・「内部通報窓口」に内部監査室長を配置し、内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
- ・反社会的勢力及び団体とは一切の関わりをもち、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することを基本方針とし、コンプライアンス規程及びコンプライアンス基本方針において社内に周知徹底する。
- ・財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報システム基本規程及び文書管理規程に基づき適切に管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
  - ・文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書管理規程に定めるところによる。
  - ・文書保存及び管理に係る事務に関しては、法務総務部部長が所管する。
- c. 当社の損失の危険の管理に対する規程その他の体制
- ・事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスを取りつつ持続的成長による企業価値の向上を目指し、「リスク管理規程」に基づき、内部統制実務責任者及び各部門長により構成される「内部統制委員会」を設置する。
  - ・「内部統制委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営に当たるとともに、リスクマネジメントを継続的に改善する。
  - ・各本部においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
  - ・内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、その結果をリスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会に報告する。
  - ・内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制委員会及び各本部長に通報する体制を構築する。
- d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・経営理念に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画等を策定する。
  - ・職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
  - ・取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、全て取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回取締役会を開催する。また、取締役等で構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な議題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
  - ・取締役会の決定による業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正かつ効率的に職務の執行を行うこととする。
- e. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助者を1名以上配置することとする。
- f. 当社の監査役を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- g. 当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- h. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ・当社の取締役及び使用人は、下記の事項を発見した場合には、遅滞なく当社の監査役に報告する。
    - 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
    - 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
  - ・当社の取締役及び使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
  - ・当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会に出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。
- i. 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役に報告をした当社役員及び従業員（以下「当社役職員」という。）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報の取扱いに関する規程に明記するとともに、当社役職員に周知徹底する。
- j. 当社の監査役を補助する費用の負担又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - ・当社は、監査役を補助する費用等について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- k. その他当社の監査役を補助する費用の負担又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換を行うなどして監査役との意思の疎通を図るものとする。
  - ・当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
  - ・当社の監査役は、当社の監査役会規則及び監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。
  - ・当社の監査役は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携して監査業務の執行にあたる。

## ⑤ 責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役（非業務執行取締役）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

## ⑥ 役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役との間に会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

## ⑦ 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

## ⑧ 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

## ⑨ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨定款に定めております。

## ⑩ 取締役の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を年20回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	役職	開催回数	出席回数
細谷 佳津年 (注)	代表取締役社長	16回	16回
金箱 義明	取締役	20回	20回
松川 真士	取締役	20回	20回
齋藤 律子 (注)	取締役	16回	16回
田中 康郎	社外取締役	20回	20回

(注) 取締役就任後に開催された取締役会は16回であります。また、2024年2月7日付で代表取締役及び取締役を退任した山田旬は、取締役に就任していた期間の取締役会10回のうち9回出席しております。

取締役会における具体的な検討事項は以下のとおりであります。

報告事項：取締役会における決議事項の執行経過とその結果、営業及び経理上の重要事項、内部統制の整備及び運用状況

決議事項：株主総会の招集及び議案の決定、経営一般に関する重要事項、株式及び社債に関する重要事項、組織、人事に関する重要事項、業務執行に関する重要事項

## ⑪ 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、その内容等は次のとおりであります。

## a. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、地域密着型の新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業等という当社の事業の運営にあたっては、取引先である地域の広告主や広告代理店、読者である地域社会の方々から長年にわたっていただいている信頼が重要であり、その基盤となる高い配布率や地域密着型のコンテンツ力を支える専属のポストメイト（戸別配布員）やライターとの強固な関係性に基づく当社独自の地域に根ざした事業展開が非常に重要であります。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社の企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するように求めたうえで、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにすることが必要であると考えております。また、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であることから、当社取締役会は、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様の負託を受けた者の責務であ

ると考えております。

b. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は2022年10月24日に公表した「事業計画及び成長可能性に関する事項」に基づき、中長期的な企業価値向上に向けて以下の取組みを行っております。

- (1) コア事業による安定収益の確保
- (2) WEB事業の強化
- (3) ヒューマンリソース事業の継続発展
- (4) 未来投資
- (5) 財務基盤の安定

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人の役に立つ」を経営理念とし、「働く人達」、「地域社会」、「国家」の役に立つ企業となることを目標としており、お客様・読者・取引先・地域社会をはじめ、株主及び投資家からの信用をより高めることが重要であると認識しております。この認識を踏まえて、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築することが重要であり、これを構築することによって実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することが必要であるとと考えております。

c. 本プランの目的及び内容

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記 a. に記載した基本方針に沿って導入されたものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株券等に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 本プランの内容

(1) 対象となる買付等

本プランは、次の(a)、(b)若しくは(c)に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- (a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (c) 上記(a)若しくは(b)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者若しくは特別関係者（以下本(c)において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(c)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為であって、当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

(2) 対抗措置の発動要件

本プランに基づく対抗措置として新株予約権の無償割り当てを実施するための要件は、次のとおりです。

- (a) 本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割り当てを実施することが相当である場合
- (b) 下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割り当てを実施することが相当である場合
  - (i) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - (ii) 強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしない、公開買付け等の買付等を行うことをいいます。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
  - (iii) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、又は買付等の後における当社の他の株主、当社の従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
  - (iv) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先、地域社会その他のステークホルダーとの関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

## (3) 独立委員会の設置

本プランに定めるルールが遵守されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役、有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任します。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければなりません。

## (4) 取締役会の決議

当社取締役会は、次の(5)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、独立委員会からの勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

## (5) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、あらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又はある買付等について(2)対抗措置の発動要件(b)の該当可能性が問題となっており、当社取締役会が、買付等に対して本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することができるものとします。

## (6) 本プランの有効期限

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当該時点において、現に買付等を行っている者又は買付等を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている買付等への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、その有効期間の満了前であっても、当社の取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

## d. 上記b、cの具体的取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により、上記b、cの具体的取組みが、上記aの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- ①企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること
- ②本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること
- ③株主意思を重視するものであること
- ④独立性の高い社外の有識者（独立委員会）の判断を重視していること
- ⑤対抗措置発動に係る合理的な客観的要件を設定していること
- ⑥デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性6名 女性2名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	細谷 佳津年	1965年12月16日生	1990年4月 国際興業株式会社入社 2002年9月 株式会社ギャガ・コミュニケーションズ (現、ギャガ株式会社) 入社 2003年6月 生駒シービー・リチャードエリス株式会 社(現、シービーアールイー株式会社) 入社 2006年4月 同社財務経理部部長 2009年9月 株式会社エー・ディー・ワークス 管理部長 2011年6月 同社取締役最高財務責任者CFO兼経営管 理部長 2014年6月 同社常務取締役CFO兼経営管理部長 2018年7月 同社常務取締役CFO兼 エクイティ・アドバイザー室長 2020年4月 株式会社ADワークスグループ 常務取締役CFO 2020年12月 株式会社エンジェル・トーチ 代表取締役社長 2022年3月 株式会社ADワークスグループ 専務取締役CFO 2023年11月 当社取締役就任 2024年2月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	27,600
取締役 業務本部 管掌兼 業務本部 本部長兼 CS推進室 室長	金箱 義明	1959年2月19日生	1998年5月 当社入社 2000年10月 当社本社営業部部長 2003年7月 当社東葛支社支社長 2006年8月 当社代理店営業部部長 2007年5月 当社退社 2007年6月 個人事業主 2010年8月 当社再入社 CS推進室室長 2011年9月 当社ボスマイト管理部部長 2014年11月 当社取締役就任(現任) 当社業務本部本部長兼CS推進室室長 (現任) 当社業務本部管掌(現任) 2020年9月 当社編集・制作本部管掌	(注) 3	18,000
取締役 HR統括部 管掌	松川 真士	1981年5月21日生	2004年4月 当社入社 2007年9月 当社成田支社支社長 2008年9月 当社船橋支社支社長 2013年9月 当社営業本部副本部長兼千葉支社支社長 2014年11月 当社取締役就任(現任) 当社営業本部本部長兼船橋支社長 2015年3月 当社営業本部本部長 2019年3月 当社管理本部本部長 2023年11月 当社営業統括 2024年5月 当社HR統括部管掌(現任)	(注) 3	6,700
取締役	齋藤 律子	1964年11月2日生	1988年4月 株式会社リクルートコスモス (現、株式会社コスモスイニシア) 入社 2010年1月 株式会社エー・ディー・ワークス 経営企画室ジェネラルカウンセ ル 2020年4月 株式会社ADワークスグループ 経営企画室FSA&SE部長 2021年4月 (一社)不動産特定共同事業者協議会 事務局長 2021年6月 株式会社ADワークスグループ 不特法協議会推進室長 2021年7月 同社ディスクロージャー統括室長 2023年1月 株式会社エンジェル・トーチ取締役 2023年11月 当社取締役就任(現任) 2024年6月 株式会社サンドラッグ社外取締役(現 任)	(注) 3	-



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (注) 1	田中 康郎	1946年2月9日生	1971年4月 判事補任官 1981年4月 東京地方裁判所判事 1985年4月 国連アジア極東犯罪防止研修所研修部長 1994年4月 東京地方裁判所部総括判事 2003年2月 盛岡地方・家庭裁判所長 2005年2月 東京高等裁判所部総括判事 2009年3月 札幌高等裁判所長官 2011年2月 弁護士登録(現任) 2011年4月 明治大学法科大学院教授 2015年3月 株式会社建設技術研究所監査役(現任) 12月 明治大学法科大学院長事務取扱 2017年11月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	—
常勤監査役 (注) 2	色部 文雄	1949年2月5日生	1967年3月 株式会社河合楽器製作所入社 1975年3月 ビジョン株式会社入社 2000年10月 同社執行役員営業本部副本部長 2002年3月 同社監査室チーフマネージャー 2005年4月 同社常勤監査役 2009年8月 エフルート株式会社内部監査室長 2010年11月 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 4	23,100
監査役 (注) 2	小泉 大輔	1970年9月5日生	1999年4月 公認会計士登録(現任) 2002年1月 新日本監査法人(現、EY新日本有限責任監査法人)入所 2003年1月 株式会社K I Aプロフェッショナル(現、株式会社オーナーズブレイン)設立、代表取締役(現任) 2003年6月 新日本監査法人退所 2003年7月 株式会社K I Aプロフェッショナル代表取締役(現任) 2004年9月 税理士登録(現任) 2009年11月 当社監査役就任(現任) 2010年6月 株式会社アイティーフォー監査役 2015年6月 株式会社アイティーフォー社外取締役(現任) 2018年3月 株式会社ニューズ・ツー・ユー・ホールディングス監査役(現任) 2018年5月 株式会社成和(現、株式会社L O O P L A C E)社外取締役(現任) 2024年9月 株式会社ダイブ社外監査役(現任)	(注) 5	—
監査役 (注) 2	丸野 登紀子	1973年7月21日生	2002年10月 第一東京弁護士会登録 出澤総合法律事務所入所(現任) 2016年11月 当社監査役(現任) 2017年6月 株式会社ニチリョク監査役 2019年6月 ライト工業株式会社監査役(現任) 2022年3月 株式会社ファンコミュニケーションズ監査役 2022年4月 医療法人社団幸生会監事(現任) 2023年4月 株式会社ファンコミュニケーションズ社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
計					75,400

- (注) 1. 取締役田中康郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役色部文雄並びに監査役小泉大輔及び丸野登紀子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2024年11月26日開催の臨時株主総会の終結の時から2025年8月期の定時株主総会の終結の時まで。
4. 2022年11月24日開催の定時株主総会の終結の時から2026年8月期の定時株主総会の終結の時まで。
5. 2021年11月25日開催の定時株主総会の終結の時から2025年8月期の定時株主総会の終結の時まで。

6. 当社は、法令に定める監査の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
久保 能成	1959年7月25日生	1982年4月 三洋証券株式会社入社 1998年5月 アリコジャパン(現メットライフ生命保険株式会社)入社 1999年9月 当社入社 2001年12月 千葉支社営業担当 2003年9月 本社営業事務担当 2006年3月 内部監査室長(現任)	800

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役田中康郎氏は、過去に会社経営に関与していませんが、司法分野での豊富な経験及び知見を生かし、当社の企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの向上に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、田中康郎氏は、法律専門家としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、田中康郎氏は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。

常勤監査役色部文雄氏は、上場企業における長年の豊富な経験並びに監査室及び監査役の経験から、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、色部文雄氏は、当社とは取引関係のない東証プライム上場企業の出身者であるため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、色部文雄氏は本書提出日現在当社株式(23,100株)を保有しておりますが、当社との間でこれ以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査役小泉大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、適切な監査を実施していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、小泉大輔氏は、公認会計士としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、小泉大輔氏は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査役丸野登紀子氏は、弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有しているため、法律専門家としての客観的立場から、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、丸野登紀子氏は、法律専門家としての立場から、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。なお、丸野登紀子氏と当社との間には、人的関係又は資本的関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準及び方針は、特に定めておりません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、外部的視点から取締役の業務執行を監視し、取締役会で独立の立場で発言を行うこととしております。また、内部監査、監査役監査及び会計監査の報告を受け、必要に応じて意見交換をすることにより、内部監査、監査役監査及び会計監査と相互連携した監督機能を果たすこととしております。

社外監査役は、外部的視点から取締役の業務執行を監視し、取締役会、監査役会で独立の立場で発言を行うこととしております。内部監査、監査役監査及び会計監査人監査の状況については、取締役会で報告され、社外監査役は取締役会に出席することにより、これらの状況を把握することで相互連携を図っております。また、社外監査役を含む監査役全員は、会計監査人から会計監査の状況について報告・説明を受けることにより、その状況を把握し、会計監査人との相互連携を図っております。

常勤監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、取締役会や定例会議等の重要な会議への出席や、重要書類の閲覧、支社等への往査等を通じて、客観的・合理的な監査を実施しております。

## (3) 【監査の状況】

## ① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、全員が社外監査役であります。監査役は、内部監査人と連携をとるとともに、各種会議への出席や各拠点の業務監査を通じて、経営の執行状況を直接チェック可能な体制をとっております。

当社は独立的立場に立った会計、法務、経営、内部統制等に関する豊富な経験と専門的な見識を有する社外監査役による助言を受け、経営の適法性・妥当性について監査を実施しており、監査役監査の実効性を高めております。

また、会計監査に資するために、会計監査人との連携を図っております。

当事業年度において監査役会を15回（原則月1回）開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	区分	開催回数	出席回数
色部 文雄	常勤監査役（社外）	15回	15回
小泉 大輔	非常勤監査役（社外）	15回	12回
丸野 登紀子	非常勤監査役（社外）	15回	15回

監査役会における具体的な検討内容は、監査の方針、会社の業務・財産状況の調査方法、その他の監査役の職務執行に関する事項の決定、取締役の職務の執行の監査、会計監査人監査の相当性の評価等であります。

## ② 内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役直轄部門として内部監査室（人員1名）を設置しており、内部監査規程に基づき業務監査を中心とする内部監査を代表取締役からの特命専権事項として実施しております。

当社の内部監査はあらかじめ策定された内部監査計画に基づいて実施いたしますが、特に必要と認められる場合には、臨時に特別の内部監査を実施いたします。内部監査結果については内部監査実施報告書を作成し、社長及び監査役会へ報告しており、重要な事項については社長及び監査役会に加え、取締役会に報告する体制となっております。また、被監査部門は改善指示書を通じて通知された回答を要する事項について遅滞なく回答書を作成し、内部監査結果を業務改善に十分に反映することができる体制となっております。かつ、内部監査室は改善指示に係る回答受領後、速やかにフォローアップ監査を実施しております。

## ③ 会計監査の状況

当社は、三優監査法人と監査契約を締結しており、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。なお、業務を執行した公認会計士は、下表のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定社員・業務執行社員	齋藤 浩史	三優監査法人
指定社員・業務執行社員	高島 知治	

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名及びその他6名であります。

なお、当社と上記監査法人又は業務執行社員との間には利害関係はありません。

上記監査法人の継続監査期間は、13年となります。

（注）継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

## ④ 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選任、解任及び不再任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議しております。会計監査人の再任については、監査役会にて決議しております。

## ⑤ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、当社の会計監査に対し適切にそして厳格にご対応いただいているものと判断しております。

## ⑥ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
20,000	—	20,000	—

⑦ 監査公認会計士等と同一のネットワーク（BDO International）に対する報酬（⑥を除く）  
該当事項はありません。

⑧ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
該当事項はありません。

⑨ 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容  
該当事項はありません。

## ⑩ 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査報酬の見積り内容を確認し監査役会の同意を得た上で決定しております。

## ⑪ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査公認会計士等に対する監査報酬については、会計監査人から提出された監査計画の妥当性を検証のうえ、当該計画に示された監査時間等から監査報酬が合理的であると判断した上で、妥当であると判断し同意いたしました。

## (4) 【役員の報酬等】

## ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社は、2024年10月11日開催の取締役会において、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について改定決議をしております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役及び監査役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された改定前の方針と整合していることから、改定前の決定方針に沿うものであると判断しております。

## イ. 基本方針

経営理念を実践し、従業員及びステークホルダーに対する企業価値の持続的向上を責務とし、任期である1期ごとの成果及び中長期的な企業価値成長を促進する体系とします。

各役員の役割や責任に鑑みた報酬の額とし、その決定については透明性と公平性を確保します。

持続的な成長に必要な人材を確保できる報酬制度とします。

## ロ. 各役員に係る報酬体系

各取締役の個人別の報酬は、各取締役の職務内容や成果、事業計画に対する会社業績、中長期的な企業価値向上への貢献、時価総額向上への貢献等を勘案して決定します。

監査役の報酬は、職責及び常勤か非常勤かを踏まえた形での月額固定報酬とします。

## ハ. 報酬決定の手続

取締役の報酬は株主総会で決議された報酬額の範囲内で決定されるものとします。

各取締役の報酬額は以下の〈取締役報酬決定プロセス〉でその額を決定します。

〈取締役報酬決定プロセス〉

(1) 代表取締役社長は、以下①②について取締役会で説明する責任を負う。なお①については、客観的かつ信頼できるデータや役員報酬に知見のある専門家からの意見などを用いるものとする。

① 近時の上場会社、同一市場、同一規模（売上高、利益額等）を踏まえた報酬のトレンド

② 今年度の当社の役員報酬のポリシー

(2) 代表取締役社長の説明を受けた後、取締役会は説明内容の合理性、妥当性について審議を行う。

(3) 審議後、取締役会は代表取締役社長に各取締役の個別の役員報酬決定を一任する決議を行う。

(4) 代表取締役社長は、個別の役員報酬原案について社外取締役に説明し、その意見を聴取した上で個別の役員報酬を決定し、決定したことを取締役会に報告する。

監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

## ニ. 報酬水準

会社の規模並びに業務執行の範囲及び責任の範囲を使用人と比較した上で妥当な水準とします。

## ② 役員の報酬等

## イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	49,470	34,230	15,240	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	17,782	17,782	—	—	—	6

(注) 1. 当事業年度末現在の人員は取締役3名、社外役員5名であります。

2. 上表には2024年2月7日をもって、退任した取締役1名を含んでおります。

3. 2024年2月7日付で社外取締役から代表取締役に就任した1名の社外取締役在任期間分の総額と員数については社外役員に含めております。

## ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、記載しておりません。

## (5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年9月1日から2024年8月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するために、経理部を中心として、会計監査人との緊密な連携や各種の情報提供、各種団体の主催する研修セミナーなどへの参加、また、専門書及び月刊・週刊で発行される出版物の購読等を行っております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	674,126	772,176
売掛金	229,414	249,388
配布品	11,496	—
仕掛品	12,077	14,600
貯蔵品	1,081	1,203
前払費用	24,435	25,389
その他	378	895
貸倒引当金	△3,935	△2,893
流動資産合計	949,075	1,060,761
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,563	27,134
機械及び装置	3,656	2,578
車両運搬具	34	0
工具、器具及び備品	16,747	12,493
有形固定資産合計	※ 31,002	※ 42,206
無形固定資産		
ソフトウェア	39,942	43,625
ソフトウェア仮勘定	—	18,260
その他	0	229
無形固定資産	39,942	62,114
投資その他の資産		
敷金及び保証金	73,381	63,200
繰延税金資産	10,940	15,314
その他	5,478	4,804
貸倒引当金	△633	△1,801
投資その他の資産合計	89,167	81,517
固定資産合計	160,112	185,837
資産合計	1,109,187	1,246,599

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	95,849	96,121
短期借入金	200,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	100,852	75,818
未払金	159,147	199,306
未払費用	22,067	23,808
前受金	10,897	7,201
未払法人税等	3,618	9,830
資産除去債務	2,479	—
その他	16,873	54,191
流動負債合計	611,785	666,278
固定負債		
長期借入金	165,878	90,060
退職給付引当金	160,431	165,944
資産除去債務	16,841	22,044
固定負債合計	343,150	278,049
負債合計	954,935	944,327
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	287,703	360,008
資本剰余金		
資本準備金	217,703	290,008
資本剰余金合計	217,703	290,008
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△350,480	△347,004
利益剰余金合計	△350,480	△347,004
自己株式	△739	△806
株主資本合計	154,185	302,205
新株予約権	66	66
純資産合計	154,252	302,271
負債純資産合計	1,109,187	1,246,599

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
売上高	※1 2,926,578	※1 2,977,195
売上原価	796,446	849,037
売上総利益	2,130,132	2,128,158
販売費及び一般管理費	※2 2,151,039	※2 2,093,851
営業利益又は営業損失(△)	△20,906	34,307
営業外収益		
受取利息	18	18
助成金収入	465	—
物品売却益	1,166	346
その他	261	42
営業外収益合計	1,911	407
営業外費用		
支払利息	2,268	1,824
支払保証料	1,179	1,179
新株予約権発行費	25,221	14,722
その他	—	0
営業外費用合計	28,669	17,726
経常利益又は経常損失(△)	△47,664	16,988
特別損失		
減損損失	※3 562	—
役員退職慰労金	—	※4 15,240
特別損失合計	562	15,240
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△48,227	1,748
法人税、住民税及び事業税	1,708	2,646
法人税等調整額	1,393	△4,374
法人税等合計	3,101	△1,727
当期純利益又は当期純損失(△)	△51,328	3,476



## 【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)		当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品		3,594	0.5	4,610	0.5
II 労務費		238,372	29.9	253,942	29.9
III 経費	※	554,479	69.6	590,484	69.6
売上原価		796,446	100.0	849,037	100.0

前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
(原価計算の方法) 実際個別原価計算を採用しております。	(原価計算の方法) 同左
※ 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 外注費 478,385千円	※ 経費の主な内訳は、次のとおりであります。 外注費 527,518千円

## ③【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

(単位: 千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	271,777	201,777	201,777	△299,151	△299,151	△679	173,724	2,478	176,202
当期変動額									
新株の発行	15,925	15,925	15,925	—	—	—	31,850	—	31,850
当期純損失(△)	—	—	—	△51,328	△51,328	—	△51,328	—	△51,328
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△60	△60	—	△60
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	△2,411	△2,411
当期変動額合計	15,925	15,925	15,925	△51,328	△51,328	△60	△19,538	△2,411	△21,950
当期末残高	287,703	217,703	217,703	△350,480	△350,480	△739	154,185	66	154,252

当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

(単位: 千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	287,703	217,703	217,703	△350,480	△350,480	△739	154,185	66	154,252
当期変動額									
新株の発行	72,305	72,305	72,305	—	—	—	144,610	—	144,610
当期純利益	—	—	—	3,476	3,476	—	3,476	—	3,476
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△66	△66	—	△66
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	72,305	72,305	72,305	3,476	3,476	△66	148,019	—	148,019
当期末残高	360,008	290,008	290,008	△347,004	△347,004	△806	302,205	66	302,271

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△48,227	1,748
減価償却費	38,493	28,556
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,066	126
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	6,125	5,513
減損損失	562	—
役員退職慰労金	—	15,240
新株予約権発行費	25,221	14,722
受取利息	△18	△18
支払利息	1,226	1,824
売上債権の増減額 (△は増加)	27,935	△21,258
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△5,023	8,850
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,737	271
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△15,876	29,706
未払金の増減額 (△は減少)	△4,093	35,098
その他	△35,405	22,986
小計	△8,410	143,368
利息の受取額	18	18
利息の支払額	△1,226	△1,824
法人税等の支払額	△9,854	△817
法人税等の還付額	—	2,362
役員退職慰労金の支払額	—	△15,240
営業活動によるキャッシュ・フロー	△19,472	127,867
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△200,000	△200,000
定期預金の払戻による収入	200,000	200,000
有形固定資産の取得による支出	△16,109	△18,456
無形固定資産の取得による支出	△27,899	△32,642
敷金及び保証金の差入による支出	△99	△4,818
敷金及び保証金の回収による収入	600	96
資産除去債務の履行による支出	△1,900	△3,873
その他	272	162
投資活動によるキャッシュ・フロー	△45,136	△59,531
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	△134,990	△100,852
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△4,805	—
新株予約権の行使による収入	6,629	130,547
その他	△2,471	18
財務活動によるキャッシュ・フロー	△135,637	29,713
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△200,247	98,049
現金及び現金同等物の期首残高	674,373	474,126
現金及び現金同等物の期末残高	※ 474,126	※ 572,176

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

## 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

## (1) 配布品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

## (2) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～26年
機械及び装置	7～10年
工具、器具及び備品	4～15年

## (2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## (3) 長期前払費用

定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業を主要な事業としています。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業に関しては、顧客からの受注に基づき制作した広告又は顧客から納品されたチラシを、当社発行のフリーペーパー「ちいき新聞」に掲載又は折込し、配布する履行義務を負っていることから、「ちいき新聞」の発行スケジュールに則り、配布が完了した時点で収益を認識しております。

なお、一部の取引のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

## 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## (重要な会計上の見積り)

前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

## (1) 固定資産の減損に関する見積り

## ① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

減損損失	562
有形固定資産	31,002
無形固定資産	39,942

## ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は減損損失を認識するに当たり、各事業部門をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、将来の使用が見込まれない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

資産又は資産グループに減損の兆候を示す事象がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するか否かの判定を行っております。減損の兆候を示す事象とは、資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合や、経営環境の著しい悪化を把握した場合等であります。当社の共用資産を含む固定資産の減損の兆候につきましては、当事業年度において営業赤字となったものの、前事業年度は営業黒字であったことから、営業損益の継続したマイナスには該当しません。当事業年度の営業損失については先行投資による経費の増加を主要因としており、翌事業年度は営業利益を計上する見込みであること、また経営環境の著しい悪化を見込んでいないことから、固定資産の減損の兆候はないものと判定しております。

翌事業年度の営業利益の見積については取締役会で承認された事業計画を基礎としております。当該事業計画については、過去実績や市場動向等の外部環境を踏まえ、当社が利用可能な情報に基づいて作成しており、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業の発行回数及び顧客数の変動、WEB事業の売上成長率を主要な仮定としております。当該事業計画は将来の不確実な経済条件の変動などの影響を受ける可能性があり、減損の兆候の判定に用いた条件や仮定は不確実性を伴うため、事業環境の変化等により、固定資産に減損の兆候が識別された場合には、翌事業年度以降において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

## (2) 繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積り

## ① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

繰延税金資産	10,940
--------	--------

## ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、翌事業年度の課税所得の発生時期及び金額等を見積り、当事業年度における将来減算一時差異のうち回収可能と判断した額を計上しております。

翌事業年度の課税所得の発生見込及び将来減算一時差異の解消見込みについては、取締役会で承認された事業計画を基礎としております。

当該事業計画については、過去実績や市場動向等の外部環境を踏まえ、当社が利用可能な情報に基づいて作成しており、新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業の発行回数及び顧客数の変動、WEB事業の売上成長率を主要な仮定としております。当該事業計画は、将来の不確実な経済条件の変動などの影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

## (1) 繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積り

## ① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

繰延税金資産	15,314
--------	--------

## ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、課税所得の金額等を見積り、当事業年度における将来減算一時差異のうち回収可能と判断した額を計上しております。

翌事業年度の課税所得の発生見込及び将来減算一時差異の解消見込みについては、取締役会で承認された業績予想を基礎としております。

当該業績予想については、過去実績や市場動向等の外部環境を踏まえ、当社が利用可能な情報に基づいて作成しており、新聞等発行事業の「ちいき新聞」の顧客単価の向上、折込チラシ配布事業の価格改定、新聞等発行事業の求人情報誌「Happiness」の増益、その他事業の新規事業の増益を主要な仮定としております。当該業績予想は、将来の不確実な経済条件の変動などの影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表における繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (会計方針の変更)

該当事項はありません。

## (未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

## (表示方法の変更)

## (キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△39,498千円は、「未払金の増減額」△4,093千円、「その他」△35,405千円として組み替えております。

## (貸借対照表関係)

## ※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	129,931千円	135,445千円

## (損益計算書関係)

## ※ 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## ※ 2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
配布業務委託料	838,242千円	765,849千円
貸倒引当金繰入額	68千円	220千円
役員報酬	62,971千円	52,012千円
給与手当	636,970千円	652,327千円
退職給付費用	12,741千円	13,935千円
減価償却費	27,249千円	15,516千円

販売費と一般管理費のおおよその割合は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
販売費	63.7%	60.6%
一般管理費	36.3%	39.4%

## ※3. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

用途・場所	種類	減損損失 (千円)
事業用資産 (柏支社、千葉県柏市)	工具、器具及び備品	301
事業用資産 (ちいきカルチャー八千代台教室、千葉県八千代市)	建物・工具、器具及び備品	58
事業用資産 (ちいきカルチャー志津教室、千葉県佐倉市)	工具、器具及び備品	67
事業用資産 (ちいきカルチャー公津の杜教室、千葉県成田市)	工具、器具及び備品	67
事業用資産 (ちいきカルチャー四街道教室、千葉県四街道市)	建物・工具、器具及び備品	67

当社は減損損失を認識するに当たり、本社及び各支社の事業部門をキャッシュ・フローを生み出す最小単位とし、将来の使用が見込まれない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

柏支社、各ちいきカルチャー教室については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当社資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスのため使用価値をゼロとして算定しております。

当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

## ※4. 役員退職慰労金

前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

当社は2024年6月28日開催の臨時株主総会において、退任した取締役1名に退職慰労金を贈呈することを決議し、支給額15,240千円を特別損失に計上しております。

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

## (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,072,500株	86,786株	—	2,159,286株

## (変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

第5回新株予約権の権利行使による増加 86,786株

## (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	467株	166株	—	633株

## (変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 166株

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年 度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第4回新株予約権	普通株式	472,000	—	472,000	—	—
提出会社	第5回新株予約権	普通株式	—	2,072,033	2,072,033	—	—
提出会社	第6回新株予約権	普通株式	—	66,600	—	66,600	66
	合計	—	472,000	2,138,633	2,544,033	66,600	66

(変動事由の概要)

第4回新株予約権の減少は、行使価額修正条項付新株予約権の取得及び消却によるものであります。

第5回新株予約権の増加は発行によるものであり、減少のうち86,786株は権利行使によるもの、1,985,247株は権利失効によるものであります。

第6回新株予約権の増加は発行によるものであります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

## (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,159,286株	510,990株	—	2,670,276株

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

第7回新株予約権の権利行使による増加 510,990株

## (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	633株	126株	—	759株

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 126株

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年 度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第6回新株予約権	普通株式	66,600	—	—	66,600	66
提出会社	第7回新株予約権	普通株式	—	2,158,527	510,990	1,647,537	—
	合計	—	66,600	2,158,527	510,990	1,714,137	66

(変動事由の概要)

第7回新株予約権の増加は発行によるものであり、減少は権利行使によるものであります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。



## (キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
現金及び預金勘定	674,126千円	772,176千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△200,000千円	△200,000千円
現金及び現金同等物	474,126千円	572,176千円

## (リース取引関係)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は債務者の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社等の不動産賃貸契約に基づく敷金及び取引先との契約に基づく営業保証金であり、貸主及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、一部の借入金については金利変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い、売掛金について債務者の状況をモニタリングし、債務者ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

## ② 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利の変動状況を継続的に把握し、複数の金融機関と取引することで、支払金利の抑制に努めております。

## ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の3か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年8月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	73,381	72,036	△1,345
資産計	73,381	72,036	△1,345
長期借入金 (※2)	266,730	266,444	△285
負債計	266,730	266,444	△285

(※) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を長期借入金に含めて表示しております。

## 当事業年度 (2024年8月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	63,200	60,702	△2,497
資産計	63,200	60,702	△2,497
長期借入金 (※2)	165,878	164,969	△908
負債計	165,878	164,969	△908

(※) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定

## 前事業年度 (2023年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	674,126	—	—	—
売掛金	229,414	—	—	—
敷金及び保証金	16,100	38,824	18,456	—
合計	919,642	38,824	18,456	—

## 当事業年度 (2024年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	772,176	—	—	—
売掛金	249,388	—	—	—
敷金及び保証金	—	38,824	24,375	—
合計	1,021,564	38,824	24,375	—

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

## 前事業年度 (2023年8月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	100,852	75,818	43,316	39,984	6,760	—

## 当事業年度 (2024年8月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	75,818	43,316	39,984	6,760	—	—

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。
- ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	72,036	—	72,036
資産計	—	72,036	—	72,036
長期借入金	—	266,444	—	266,444
負債計	—	266,444	—	266,444

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2024年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	60,702	—	60,702
資産計	—	60,702	—	60,702
長期借入金	—	164,969	—	164,969
負債計	—	164,969	—	164,969

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しており、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
退職給付引当金の期首残高	154,305千円	160,431千円
退職給付費用	16,539千円	18,381千円
退職給付の支払額	△10,413千円	△12,867千円
退職給付引当金の期末残高	160,431千円	165,944千円

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
非積立型制度の退職給付債務	160,431千円	165,944千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	160,431千円	165,944千円
退職給付引当金	160,431千円	165,944千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	160,431千円	165,944千円

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 16,539千円 当事業年度 18,381千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金繰入額否認	4,151千円	4,843千円
未払法定福利費否認	655千円	761千円
未払事業税	1,572千円	2,188千円
税務上の繰越欠損金(注)	301,489千円	299,968千円
貸倒引当金繰入額否認	1,391千円	1,429千円
退職給付引当金否認	48,866千円	50,545千円
減損損失否認	1,701千円	1,440千円
減価償却費否認	－千円	14千円
資産除去債務	5,884千円	6,714千円
繰延税金資産小計	365,713千円	367,908千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△300,757千円	△295,170千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△53,481千円	△55,508千円
評価性引当額小計	△354,238千円	△350,678千円
繰延税金資産合計	11,474千円	17,229千円
繰延税金負債		
資産除去費用	534千円	1,915千円
繰延税金負債合計	534千円	1,915千円
繰延税金資産純額(△は負債)	10,940千円	15,314千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年8月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	—	—	—	—	—	301,489	301,489
評価性引当額	—	—	—	—	—	△300,757	△300,757
繰延税金資産	—	—	—	—	—	731	731

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2024年8月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	—	—	—	—	6,033	293,935	299,968
評価性引当額	—	—	—	—	△1,235	△293,935	△295,170
繰延税金資産	—	—	—	—	4,798	—	4,798

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
法定実効税率 (調整)	—	30.5%
交際費等永久に損益に算入されない項目	—	11.3%
住民税均等割額	—	85.2%
税額控除等	—	△20.6%
評価性引当額の増減	—	△217.4%
その他	—	12.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	△98.8%

（注）前事業年度は税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

## （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～15年と見積り、割引率は0.000～1.173%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
期首残高	21,290千円	19,320千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—千円	5,173千円
時の経過による調整額	15千円	29千円
資産除去債務の履行による減少額	△3,033千円	△2,479千円
その他増減額（△は減少）	1,047千円	—千円
期末残高	19,320千円	22,044千円

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は広告関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年8月31日)	当事業年度 (2024年8月31日)
新聞等発行売上	1,194,694千円	1,264,078千円
折込チラシ配布売上	1,339,922千円	1,229,565千円
販売促進総合支援売上	246,545千円	331,922千円
その他	145,415千円	151,629千円
顧客との契約から生じる収益	2,926,578千円	2,977,195千円
外部顧客への売上高	2,926,578千円	2,977,195千円

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## (1) 契約負債の残高等

前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	255,443千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	229,414千円
契約負債 (期首残高)	7,566千円
契約負債 (期末残高)	10,897千円

契約負債は、主に広告掲載前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、7,566千円であります。

当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	229,414千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	249,388千円
契約負債 (期首残高)	10,897千円
契約負債 (期末残高)	7,201千円

契約負債は、主に広告掲載前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、10,897千円であります。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当社は、広告関連事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 【関連情報】

前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

広告関連事業以外は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

広告関連事業以外は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、広告関連事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
1株当たり純資産額	71.42円	113.20円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	△24.41円	1.55円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	1.50円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△51,328	3,476
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△51,328	3,476
普通株式の期中平均株式数(株)	2,102,092	2,232,739
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(株)	—	78,798
(うち新株予約権(株))	—	(78,798)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	—	—

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	当事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	154,252	302,271
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	66	66
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	154,185	302,205
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普 通株式の数(株)	2,158,653	2,669,517



## （重要な後発事象）

## 1. 新株予約権の行使

当社が2024年7月12日に発行いたしました第7回新株予約権につき、2024年9月1日から2024年9月11日までの間に、次のとおり権利行使されました。

なお、当該新株予約権は、2024年9月11日をもって権利行使期間が終了し消滅しております。

## (1) 行使された新株予約権の概要

新株予約権の名称	第7回新株予約権
発行する株式の種類	普通株式
行使価額	1株当たり283円
行使新株予約権個数	1,070,138個
交付株式数	1,070,138株
行使価額総額	302,849,054円

## (2) 当該新株予約権の行使による発行済株式数及び資本金及び資本準備金の増加

増加する発行済株式数	1,070,138株
増加する資本金の額	151,424,527円
増加する資本準備金の額	151,424,527円

## 2. 第8回新株予約権の発行

当社は、2024年10月17日開催の取締役会において、当社のアドバイザーボードとして時価総額向上のための支援を行う社外協力者に対し、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしました。

## 第8回新株予約権の概要

決議年月日	2024年10月17日
新株予約権の割当対象者	社外協力者6名
新株予約権の割当日	2024年11月15日
新株予約権の数（個）	1,200（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	当社普通株式 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	367（注）2
新株予約権の行使期間	自 2024年11月15日 至 2032年11月14日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8

## (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2024年10月16日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）に110%を乗じた価格（1円未満の端数は切り上げ）である金367円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割（または併合）の比率}}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年11月15日から2032年11月14日までとする。

### 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも134円（ただし、上記（注）2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過するとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

### 8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）8. ③に

- 従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記（注）3. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（注）3. に定める行使期間の末日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）4. に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
上記（注）6. に準じて決定する。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
上記（注）7. に準じて決定する。
  - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
  10. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
2024年11月15日
  11. 申込期日  
2024年11月1日
  12. 新株予約権の割当てを受ける者及び数  
社外協力者6名 1,200個（120,000株）

### 3. 第9回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、2024年10月17日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、第9回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしました。

#### 第9回新株予約権の概要

決議年月日	2024年10月17日
新株予約権の割当対象者	当社取締役及び当社従業員 272名
新株予約権の割当日	2024年11月15日
新株予約権の数（個）	3,800（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	当社普通株式 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	383（注）2
新株予約権の行使期間	自 2024年11月22日 至 2034年11月21日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

#### 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2024年10月16日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）に115%を乗じた価格（1円未満の端数は切り上げ）である金383円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年11月22日から2034年11月21日までとする。

### 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使の条件

① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも134円（ただし、上記（注）2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過するとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

### 8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のう

- え、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8. ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記3. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. に定める行使期間の末日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4. に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
上記6. に準じて決定する。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
上記7. に準じて決定する。
  - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
10. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
2024年11月22日
11. 申込期日  
2024年11月13日
12. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- |       |     |                   |
|-------|-----|-------------------|
| 当社取締役 | 3名  | 1,532個 (153,200株) |
| 当社従業員 | 43名 | 2,268個 (226,800株) |

## ⑤【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	71,707	18,924	6,085	84,547	57,412	2,353	27,134
機械及び装置	22,456	488	—	22,944	20,366	1,566	2,578
車両運搬具	2,633	—	—	2,633	2,633	34	0
工具、器具及び備品	64,135	4,217	827	67,526	55,032	8,471	12,493
有形固定資産計	160,933	23,630	6,912	177,651	135,445	12,426	42,206
無形固定資産							
ソフトウェア	89,255	19,805	18,680	90,380	46,754	16,122	43,625
ソフトウェア仮勘定	—	18,260	—	18,260	—	—	18,260
その他	0	237	—	237	7	7	229
無形固定資産計	89,255	38,302	18,680	108,877	46,762	16,130	62,114
長期前払費用	4,577	—	1,747	2,830	—	—	2,830

(注) 1. 当期増減額において主要な資産は次のとおりであります。

## ①増加額

ソフトウェア仮勘定	基幹システムリプレイス	18,260千円
建物	本社増床	7,877千円
ソフトウェア	配布エリア地図システム	7,217千円

## ②減少額

ソフトウェア	RPAライセンス	10,500千円
--------	----------	----------

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	200,000	0.64	—
1年以内に返済予定の長期借入金	100,852	75,818	0.75	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	165,878	90,060	0.81	2025年 ～2027年
合計	466,730	365,878	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	43,316	39,984	6,760	—	—

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,568	3,928	3,802	4,694

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 資産の部

## イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	359
預金	
当座預金	1,322
普通預金	570,494
定期預金	200,000
小計	771,816
合計	772,176

## ロ. 売掛金

## (イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
マネーフォワードケッサイ 株式会社	103,512
株式会社 サンフジ企画	9,883
株式会社 日本水道センター	5,951
株式会社 アクアガード	5,681
株式会社 ナック	4,918
その他	119,441
合計	249,388

## (ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
229,414	3,326,678	3,305,504	249,388	93.0	26

## ハ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
編集・制作部 労務費	6,965
新聞広告制作外注費用	209
その他	7,425
合計	14,600

## ニ. 貯蔵品

品目	金額 (千円)
貯蔵品	
クオカード	667
その他	536
合計	1,203

## ホ. 敷金及び保証金

相手先	金額 (千円)
千葉市	36,401
株式会社ワイシーエス	7,738
タイチリアリティー有限公司	6,422
株式会社日進プランニング	3,366
株式会社ハウジングステーション	2,850
その他	6,421
合計	63,200

## ② 負債の部

## イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
ダイオーミウラ株式会社	72,071
株式会社朝日オリコミ	4,479
GMOコマース株式会社	3,222
株式会社G-a k t y	1,412
タイヘイ株式会社	1,227
その他	13,707
合計	96,121

## ロ. 未払金

相手先	金額 (千円)
従業員 (給与)	71,710
ポストメイト (配布業務委託料)	59,757
船橋社会保険事務所	11,931
OMM法律事務所	8,415
有限会社ノブオ運送	7,981
その他	39,510
合計	199,306

## ハ. 退職給付引当金

退職給付引当金は、165,944千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (退職給付引当金)」に記載しております。

## (3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	754,459	1,504,983	2,302,847	2,977,195
税引前四半期 (当期) 純利益金額	11,847	29,136	38,396	1,748
四半期 (当期) 純利益金額	9,506	20,362	26,696	3,476
1株当たり四半期 (当期) 純利益金額	4.40	9.43	12.36	1.55

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	4.40	5.03	2.93	△9.46



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで	
定時株主総会	11月中	
基準日	8月31日	
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日	
1単元の株式数	100株	
単元未満株式の買取り		
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社	
取次所	—	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額	
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告といたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりであります。 <a href="https://chiikinews.co.jp">https://chiikinews.co.jp</a>	
株主に対する特典	1. 対象となる株主様 毎年2月末（当社第2四半期末）、8月末（当社期末）時点の株主名簿に記載又は記録された、1単元（100株）以上の当社株式を保有されている株主の方が対象となります。	
	2. 優待内容	
	保有株式数	優待内容
	100株以上	「株主友の会」に登録していただくことで「ちいきの逸品」の販売商品20%OFF
	3. 贈呈時期 毎年3月、9月頃に対象の株主様への通知を予定しております。	
	◆「ちいきの逸品」とは 地域には生産者の方々の「思い」が詰まった逸品が数多く存在します。ちいき新聞の発行で培った取材力を生かし、どのような思いで商品が作られたのかというストーリーを丁寧に発信したECサイトを当社では運営しております。 <a href="https://mart.chiicomi.com/">https://mart.chiicomi.com/</a>	

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第39期）（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）2023年11月24日関東財務局長に提出。
- (2) 訂正有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
2024年2月7日関東財務局長に提出。  
事業年度（第39期）（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。
- (3) 内部統制報告書及びその添付書類  
2023年11月24日関東財務局長に提出。
- (4) 四半期報告書及び確認書  
第40期第1四半期（自 2023年9月1日 至 2023年11月30日）2024年1月11日関東財務局長に提出。  
第40期第2四半期（自 2023年12月1日 至 2024年2月29日）2024年4月10日関東財務局長に提出。  
第40期第3四半期（自 2024年3月1日 至 2024年5月31日）2024年7月10日関東財務局長に提出。
- (5) 臨時報告書  
2023年11月24日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2024年2月7日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2024年6月10日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2024年7月1日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（臨時株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2024年7月29日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2024年9月20日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2024年10月17日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）の規定に基づく臨時報告書であります。  
2024年11月18日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (6) 訂正臨時報告書  
2024年11月15日関東財務局長に提出。  
2024年10月17日提出の臨時報告書（ストックオプション制度に伴う新株予約権発行）に係る訂正報告書であります。
- (7) 有価証券届出書（第7回新株予約権）及びその添付書類  
2024年6月3日関東財務局長に提出。
- (8) 訂正有価証券届出書  
2024年7月5日関東財務局長に提出。  
2024年6月3日提出の有価証券届出書に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年11月26日

株式会社地域新聞社

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 浩史指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高島 知治

## &lt;財務諸表監査&gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社地域新聞社の2023年9月1日から2024年8月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社地域新聞社の2024年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性の判断に利用された事業計画	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由
<p>会社は、当事業年度末における貸借対照表に繰延税金資産15,314千円を計上している。【注記事項】（重要な会計上の見積り）繰延税金資産の回収可能性に関する見積りに記載されているとおり、繰延税金資産は、課税所得の金額等を見積り、当事業年度における将来減算一時差異のうち回収可能と判断した額を計上しています。</p> <p>翌事業年度の課税所得の基礎となる税引前当期純利益は、取締役会で承認された事業計画に基づいているが、当該事業計画では新聞等発行事業の「ちいき新聞」の顧客単価の向上、折込チラシ配布事業の価格改定、新聞等発行事業の求人情報誌「Happiness」の増益、その他事業の新規事業の増益等を主要な仮定としている。これらの主要な仮定は、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼすが、主要な仮定には経営者の判断が含まれ、見積りの不確実性を伴う。</p> <p>以上より、当監査法人は経営者による繰延税金資産の回収可能性の判断に利用された事業計画における主要な仮定の適切性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性の判断に利用された事業計画における主要な仮定の適切性を評価するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度の事業計画と実績を比較し、事業計画の精度を検討した。</li> <li>・取締役会において承認された事業計画の内容について、経営者及び経理財務責任者に質問するとともに、関連資料を閲覧することにより、過年度事業計画と実績の乖離要因が当期に策定された事業計画に適切に考慮されているかを評価した。</li> <li>・新聞等発行事業の「ちいき新聞」の主要な仮定である顧客単価の向上については、根拠となる関連資料の閲覧及び過去実績との比較により適切性を評価した。</li> <li>・折込チラシ配布事業の主要な仮定である価格改定については、価格改定に関する経営会議の議事録や価格改定後の価格が設定され一般に公表されていること等の確認により適切性を評価した。</li> <li>・新聞等発行事業の求人情報誌「Happiness」の主要な仮定である当該事業の増益については、そのための施策の取り組み状況の確認により適切性を評価した。</li> <li>・その他事業の新規事業の主要な仮定である当該事業の増益については、今後の事業展開を当該事業の責任者に質問するとともに、関連資料を閲覧することで適切性を評価した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社地域新聞社の2024年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社地域新聞社が2024年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月27日
【会社名】	株式会社地域新聞社
【英訳名】	CHIKISHINBUNSHA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細谷 佳津年
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)



## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長細谷佳津年は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2024年8月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当事業年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、当事業年度の売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産、外注費及び配布業務委託料に至る業務プロセスを評価の対象にしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。